

本原浜岡発第 106 号
令和 5 年 3 月 13 日

原子力規制委員会殿

住 所 名古屋市東区東新町 1 番地
申請者名 中部電力株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

浜岡原子力発電所 1 号原子炉

廃止措置計画変更認可申請書

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所 1 号原子炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中部電力株式会社
住 所 名古屋市東区東新町 1 番地
代表者の氏名 代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 浜岡原子力発電所
所 在 地 静岡県御前崎市佐倉

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

名 称 浜岡原子力発電所 1 号原子炉

四 変更の内容

平成 21 年 11 月 18 日付け、平成 21・06・01 原第 1 号をもって認可を受け、別紙 1 のとおり変更認可を受け、別紙 2 のとおり変更を届け出た浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書の記載事項に関し、次の事項の記述を別紙 3 のとおり変更する。

- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設
- 九 核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程

五 変更の理由

(1) 原子炉領域の解体撤去工程の変更

浜岡原子力発電所 1 号原子炉の廃止措置工程見直しに伴い、関連する記述を変更する。

(2) 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更

原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の見直しに伴い、関連する記述を変更する。

(3) 評価条件の更新

被ばく評価に関する評価条件の見直しに伴い、関連する記述を変更する。

(4) その他、記載の適正化を行う。

以上

別紙 1

廃止措置計画変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備 考
平成 23 年 2 月 16 日	平成 22・12・27 原第 1 号	
平成 26 年 2 月 21 日	原管廃発第 1402191 号	
平成 28 年 2 月 3 日	原規規発第 16020318 号	
平成 31 年 1 月 28 日	原規規発第 1901287 号	
令和 3 年 3 月 31 日	原規規発第 2103311 号	
令和 4 年 7 月 15 日	原規規発第 2207158 号	

別紙 2

廃止措置計画の変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備 考
平成 24 年 8 月 24 日	本原原発第 27 号	
平成 26 年 11 月 28 日	本原原発第 43 号	
平成 27 年 7 月 17 日	本浜岡発第 104 号	
令和 2 年 4 月 20 日	本浜岡発第 101 号	

変更の内容

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前	変更後	理由
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 (中略)</p> <p>2 廃止措置の基本方針 (中略)</p> <p>廃止措置を安全・確実に実施するために、保安のために必要な原子炉施設を廃止措置の進捗に応じて適切に維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。施設内に使用済燃料等を貯蔵している期間中は、使用済燃料等の安全確保のために必要な未臨界維持、貯蔵、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。専ら廃止措置の用に供する装置を導入する場合は、安全対策を施した設計とする。新たに解体撤去物等の切断、減容等を行うための設備（以下、「解体撤去物処理設備」という。）又は放射性廃棄物処理設備を設置し、3号、4号又は5号炉と共に使用する場合には、必要に応じて原子炉設置変更許可等を受ける。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 (中略)</p> <p>2 廃止措置の基本方針 (中略)</p> <p>廃止措置を安全・確実に実施するために、保安のために必要な原子炉施設を廃止措置の進捗に応じて適切に維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。施設内に使用済燃料等を貯蔵している期間中は、使用済燃料等の安全確保のために必要な未臨界維持、貯蔵、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理する。専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備を導入する場合は、安全対策を施した設計とする。新たに解体撤去物等の切断、減容等を行うための設備（以下、「解体撤去物処理設備」という。）又は放射性廃棄物処理設備を設置し、3号、4号又は5号炉と共に使用する場合には、必要に応じて原子炉設置変更許可等を受ける。</p>	<p>記載の適正化 (表現の見直し)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前	変更後	理由
<p>3 廃止措置の全体概要 (中略)</p> <p>第4段階においては、残りの汚染された設備、建屋等の解体撤去を行う。汚染設備の撤去後、建屋に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。換気系及び放射性廃棄物の廃棄施設<u>を</u>汚染拡大防止等を考慮しながら解体撤去し、汚染状況を確認した上で管理区域を解除する。建屋ごとに全ての管理区域を解除した後、解体の対象となる施設を解体撤去する。建屋等の解体撤去は、工事方法等を廃止措置計画に反映し変更認可を受けた後に着手する。</p>	<p>3 廃止措置の全体概要 (中略)</p> <p>第4段階においては、残りの汚染された設備、建屋等の解体撤去を行う。汚染設備の撤去後、建屋に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。換気系及び放射性廃棄物の廃棄施設<u>は</u>、汚染拡大防止等を考慮しながら解体撤去し、汚染状況を確認した上で管理区域を解除する。建屋ごとに全ての管理区域を解除した後、解体の対象となる施設を解体撤去する。建屋等の解体撤去は、工事方法等を廃止措置計画に反映し変更認可を受けた後に着手する。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由																																																																																						
○：第2段階対象設備（原子炉領域周辺設備のうち、供用を終了した設備） ×：第2段階中に解体撤去に着手しない設備 -：対象外				○：第2段階対象設備（原子炉領域周辺設備のうち、解体撤去に着手が可能な設備） ×：別途認可を得た上で解体に着手する設備 -：対象外				・記載の適正化 (表現の見直し)																																																																																						
表5-1 第2段階対象設備(1/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				表5-1 解体対象設備(1/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				・記載の適正化 (表現の見直し)																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>解体区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="5">その他の主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>希ガスホールドアップ装置建家</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>復水ろ過脱塩装置建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>燃料体、制御材、炉心支持構造物</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>減速材及び反射材</td> <td>軽水</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグのみ解体撤去)</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質取扱設備</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替機(1号炉原子炉建家内)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内) (使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去)</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="6">1次冷却設備</td> <td>再循環系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>給水系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>炉心スプレイ系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低圧注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉隔離冷却系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>余熱除去系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ </td><td colspan="4"> 注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ </td><td>・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (第2段階対象設備の追加)</td></tr> </tbody> </table>									施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	×	廃棄物処理建家	×	タービン建家	×	希ガスホールドアップ装置建家	○	復水ろ過脱塩装置建家	×	原子炉本体	炉心	燃料体、制御材、炉心支持構造物	×	減速材及び反射材	軽水	-	原子炉容器	原子炉容器	×	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	×	ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグのみ解体撤去)	○*	原子炉建家外壁	×	廃棄物処理建家外壁	×	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家内)	×		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)	×	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○		使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内) (使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去)	○*	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	再循環系	○	原子炉冷却材浄化系	○	主蒸気系	○	タービン	○	主復水器	○	タービン・バイパス系	○	非常用冷却設備	給水系	○	炉心スプレイ系	○	高圧注入系	○	低圧注入系	○	その他の主要な事項	原子炉隔離冷却系	○		余熱除去系	○	注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ				注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ				・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (第2段階対象設備の追加)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分																																																																																											
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	×																																																																																											
		廃棄物処理建家	×																																																																																											
		タービン建家	×																																																																																											
		希ガスホールドアップ装置建家	○																																																																																											
		復水ろ過脱塩装置建家	×																																																																																											
原子炉本体	炉心	燃料体、制御材、炉心支持構造物	×																																																																																											
	減速材及び反射材	軽水	-																																																																																											
	原子炉容器	原子炉容器	×																																																																																											
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	×																																																																																											
		ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグのみ解体撤去)	○*																																																																																											
		原子炉建家外壁	×																																																																																											
		廃棄物処理建家外壁	×																																																																																											
核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家内)	×																																																																																											
		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)	×																																																																																											
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○																																																																																											
		使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内) (使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去)	○*																																																																																											
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	再循環系	○																																																																																											
		原子炉冷却材浄化系	○																																																																																											
		主蒸気系	○																																																																																											
		タービン	○																																																																																											
		主復水器	○																																																																																											
		タービン・バイパス系	○																																																																																											
	非常用冷却設備	給水系	○																																																																																											
		炉心スプレイ系	○																																																																																											
		高圧注入系	○																																																																																											
		低圧注入系	○																																																																																											
	その他の主要な事項	原子炉隔離冷却系	○																																																																																											
		余熱除去系	○																																																																																											
注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ				注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ				・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (第2段階対象設備の追加)																																																																																						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
表5-1 第2段階対象設備(2/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				表5-1 解体対象設備(2/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				記載の適正化 (表現の見直し)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	
計測制御系統施設	計装	核計装	○	計測制御系統施設	計装	核計装	○	・記載の適正化 (表現の見直し)
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	○			その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	○	
	安全保護回路	原子炉停止回路	○		安全保護回路	原子炉停止回路	○	
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	○			その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	○	
	制御設備	制御材(制御棒)	×		制御設備	制御材(制御棒)	×	
		制御材駆動設備	○			制御材駆動設備	○	
	非常用制御設備	ほう酸注入系	○		非常用制御設備	ほう酸注入系	○	
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○		その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	
		再循環流量制御	○			再循環流量制御	○	
		初圧調整装置	○			初圧調整装置	○	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	再結合器	○	気体廃棄物の廃棄施設	再結合器	○		
		空気抽出器排ガス減衰管	○		空気抽出器排ガス減衰管	○		
		希ガスホールドアップ装置	○		希ガスホールドアップ装置	○		
		排気筒(1号及び2号炉共用)	○		排気筒(1号及び2号炉共用)	○		
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*		
		床ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*		床ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*		
		再生廃液処理系	×		再生廃液処理系	×		
		シャワードレン系	×		シャワードレン系	×		
		復水器冷却水放水路	×		復水器冷却水放水路	×		
		濃縮廃液貯蔵タンク	×		濃縮廃液貯蔵タンク	×		
	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×	固体廃棄物の廃棄設備	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×		
		燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×		燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×		
		使用済樹脂貯蔵タンク	×		使用済樹脂貯蔵タンク	×		
		復水系粉末樹脂貯蔵槽	×		復水系粉末樹脂貯蔵槽	×		
		フィルタスラッジ貯蔵タンク	×		フィルタスラッジ貯蔵タンク	×		
		固化装置(セメント固化式)	○		固化装置(セメント固化式)	○		
		減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	○		減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	○		

注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。

*一部のみ

注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。

*一部のみ

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
表5-1 第2段階対象設備(3/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				表5-1 解体対象設備(3/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (エリア・モニタのうち、希ガスホールドアップ装置建家内のみ解体撤去) (プロセス・モニタのうち、プロセス系液体モニタを除き解体撤去)	○*	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (エリア・モニタのうち、希ガスホールドアップ装置建家内のみ解体撤去) (プロセス・モニタのうち、プロセス系液体モニタを除き解体撤去)	○*	・記載の適正化 (表現の見直し)
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	×			試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	×	
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)	×			放射線管理室(1号及び2号炉共用)	×	
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	×			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	×	
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替え後、解体撤去)	○		屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替え後、解体撤去)	○	
		排水モニタ	×			排水モニタ	×	
		排水のサンプリング装置	×			排水のサンプリング装置	×	
原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウェル、サプレッション・チェンバ) (ドライウェル・ヘッドのみ解体撤去)	○*	原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウェル、サプレッション・チェンバ) (ドライウェル・ヘッド、サプレッション・チェンバ、機器搬入口のみ解体撤去)	○*	・原子炉領域周辺 設備の解体撤去 計画の変更 (第2段階対象設備の追加)
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系)	○		その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系)	○	
		ドライウェル内ガス冷却装置	○			ドライウェル内ガス冷却装置	○	
		格納容器冷却系	○			格納容器冷却系	○	
		原子炉建家常用換気系	×			原子炉建家常用換気系	×	
		非常用ガス処理系	○			非常用ガス処理系	○	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	○	その他原子炉の附属施設	ジーゼル発電機	○	・原子炉領域周辺 設備の解体撤去 計画の変更 (第2段階対象設備の追加)	
		蓄電池 (所内用を除き解体撤去)	○*		蓄電池 (所内用を除き解体撤去)	○*		
	その他の主要な事項	タービン衛帶蒸気発生器	○		その他の主要な事項	タービン衛帶蒸気発生器	○	

注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。

*一部のみ

注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。

*一部のみ

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
表5-1 第2段階対象設備(4/4) (2) その他主要施設				表5-1 解体対象設備(4/4) (2) その他主要施設				記載の適正化 (表現の見直し)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	
その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系、中央制御室換気系、廃棄物処理建家換気系、希ガスホールドアップ装置建家換気系、復水ろ過脱塩装置建家換気系) (希ガスホールドアップ装置建家換気系のみ解体撤去)	○*	その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系、中央制御室換気系、廃棄物処理建家換気系、希ガスホールドアップ装置建家換気系、復水ろ過脱塩装置建家換気系) (希ガスホールドアップ装置建家換気系のみ解体撤去)	○*	・記載の適正化 (表現の見直し)
		消火装置 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*			消火装置 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*	
		圧縮空気系 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*			圧縮空気系 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*	
	原子炉補助系	原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*		原子炉補助系	原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*	
		クレーン設備 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*			クレーン設備 (エリア解体に合わせ、供用を終了した箇所のみ解体撤去)	○*	
	—	—	—			—	—	

注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く
※一部のみ

注) 減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く
※一部のみ

表 5-2 第 2 段階対象設備の解体撤去の工事方法（1/7）

工事件名	場所	対象区分		工事内容	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称			
(1) 原子炉冷却系系統施設解体撤去工事	・原子炉建家 ・タービン建家 ・復水ろ過脱塩装置建家	・原子炉冷却系系統施設	・1次冷却却設備 ・非常用冷却設備 ・その他的主要な事項	・対象設備が供用を終了していること。 ・「九」核燃料物質による汚染の除去」の表 9-2 「工事件名(1)系統除染工事」の除染工事の対象設備は、汚染の除去工事が完了していること。	・解体撤去する。 ・機器等の解体撤去にあたっては、原則として非汚染機器から汚染機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、可能な限り非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 ・機器等は、工具等を用いて分解・取外し、機械的切断装置又は熱的切断装置により切断する。 ・汚染機器は、分別、除染により可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとす。放射性廃棄物として扱う必要のないものとすることで容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて、1号炉及び2号炉のタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。	・解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。
				・原子炉冷却系系統施設を解体撤去する。	・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止措置、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断を基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。	・原子炉冷却系系統施設の解体撤去が完了すること。

表 5-2 第 2 段階対象設備の解体撤去の工事方法（1/7）

工事件名	場所	対象区分		工事内容	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称			
(1) 原子炉冷却系系統施設解体撤去工事	・原子炉建家 ・タービン建家 ・復水ろ過脱塩装置建家	・原子炉冷却系系統施設	・1次冷却却設備 ・非常用冷却設備 ・その他的主要な事項	・対象設備が供用を終了していること。 ・「九」核燃料物質による汚染の除去」の表 9-2 「工事件名(1)系統除染工事」の除染工事の対象設備は、汚染の除去工事が完了していること。	・解体撤去する。 ・機器等の解体撤去にあたっては、原則として非汚染機器から汚染機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、可能な限り非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。	・解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。
				・原子炉建家、タービン建家、復水ろ過脱塩装置建家、放射性廃棄物の処理施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止措置、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断を基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位(タクシック類、大口径配管等の大型機器)を対象に採用する。	・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更(熱的切断対象の拡張)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更後

理由

表 5-2 第 2 段階対象設備の解体撤去の工事方法（3/7）

工事件名	場所	対象区分	工事内容		安全確保対策	完了要件
			施設名称	設備名称	着手要件	
(4) 放射線管理施設解体撤去工事	施設全域	・放射線管理施設	・エリア・モニタ（希ガスホールドアップ装置建室内及びプロセスモニタ（プロセス系液体モニタを除く）	・対象設備が供用を終了していること。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・放射線管理施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
(5) 原子炉格納施設解体撤去工事	・原子炉建家	・原子炉格納施設	・格納容器のうちドライバル・ヘッド	・対象設備が供用を終了していること。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
			・その他の主要な事項（原子炉建家常用換気系を除く）	・原子炉格納施設のうち、対象設備を解体撤去する。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
			・排気筒モニタ	・排気口モニタへ切替え後	・原子炉格納施設のうち、対象設備を解体撤去する。	・原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。

浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前

変更後

理由

表 5-2 第 2 段階対象設備の解体撤去の工事方法（3/7）

工事件名	場所	対象区分	工事内容		安全確保対策	完了要件
			施設名称	設備名称	着手要件	
(4) 放射線管理施設解体撤去工事	施設全域	・放射線管理施設	・エリア・モニタ（希ガスホールドアップ装置建室内及びプロセスモニタ（プロセス系液体モニタを除く）	・対象設備が供用を終了していること。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・放射線管理施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
(5) 原子炉格納施設解体撤去工事	・原子炉建家	・原子炉格納施設	・格納容器のうちドライバル・ヘッド, サブレーシヨン・チエゾバ, 機器搬入日	・対象設備が供用を終了していること。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
			・その他の主要な事項（原子炉建家常用換気系を除く）	・原子炉格納施設のうち、対象設備を解体撤去する。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
			・排気筒モニタ	・排気口モニタへ切替え後	・原子炉格納施設のうち、対象設備を解体撤去する。	・原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

・原子炉領域周辺設備の解体撤去
計画の変更
(第 2 段階対象設備の追加)

表 5-2 第 2 段階対象設備の解体撤去の工事方法 (5/7)

工事件名	場所	対象区分	着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件
	施設名稱	設備名稱				
(8) 原子炉本体の解体撤去工事	・原子炉建家	・原子炉本体	・ドライウェル外周の壁のうち原子炉ヴエル上の遮へい ・プラグ	・対象設備が供用を終了していること。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
(9) その他主要施設の解体撤去工事	・施設全般	・その他主要施設	・希ガスホールドアップ装置建家換気系 ・原子炉機器冷却系 ・クレーン設備 ・消火装置	・対象設備が供用を終了していることを解体撤去する。 ・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホールドアップ装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 ・機械的切断装置等により切断又は破碎等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	・その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。

浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前

変更後

理由

工事件名	場所	対象区分	着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件
	施設名稱	設備名稱				
(8) 原子炉本体の解体撤去工事	・原子炉建家	・原子炉本体	・ドライウェル外周の壁のうち原子炉ヴエル上の遮へい ・プラグ <u>搬入口の遮へい壁</u>	・対象設備が供用を終了していることを解体撤去する。 ・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホールドアップ装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備等を維持管理する。	・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。
(9) その他主要施設の解体撤去工事	・施設全般	・その他主要施設	・希ガスホールドアップ装置建家換気系 ・原子炉機器冷却系 ・クレーン設備 ・消火装置	・対象設備が供用を終了していることを解体撤去する。 ・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。	・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホールドアップ装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、換気設備等を維持管理する。 ・機械的切断装置等により切断又は破碎等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。	・その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

・原子炉領域周辺設備の解体撤去
計画の変更
(第 2 段階対象設備の追加)

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前	変更後	理由
<p>2 第2段階の性能維持施設に関する内容 (中略)</p> <p>(3) 放射線管理施設については、関連する設備の供用終了、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了又は管理区域が解除されるまでの期間、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のため、放射線監視機能<u>、</u>放出管理機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>2 第2段階の性能維持施設に関する内容 (中略)</p> <p>(3) 放射線管理施設については、関連する設備の供用終了、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了又は管理区域が解除されるまでの期間、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のため、放射線監視機能<u>、</u>放出管理機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (記載の統一)</p>

表 6 性能維持施設 (2 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間
	設備(建屋)名称					
原子炉本体	原子炉容器外側の壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するようなる有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで
	ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するようなる有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで
	原子炉建家外壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい、防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで
	廃棄物処理建家外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するようなる有意な損傷がない状態であること。	

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

变更前

表 6 性能維持施設 (2/8)					
施設区分	設備等の区分		位置、構造及び設備 設備(建屋)名称	維持台数	性能
	設備区分	維持台数			
原子炉本体	原子炉外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。
	原子炉建室外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。
	廃棄物処理建室外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。

表 6 性能維持施設 (2 / 8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間
施設区分	設備(建屋)名称	維持台数			
原子炉本体	原子炉容器外側の壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。
	ドライウェル外周の壁 <u>(原子炉ウェル上および機器艤入口の遮へいプラグを除く)</u>	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。
	原子炉建室外壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい、 防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。
	廃棄物処理建室外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。

變更後

理 由

・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更
(第2段階対象設備の追加)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前

変更後

備註

表 6 性能維持施設 (3/8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	1基	・設置場所： <u>タービン建家屋上</u> ・地上高さ：約20m ・排気口	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク	1基	既許認可どおり		
		機器ドレン清水槽	1基	既許認可どおり		
		機器ドレンサンブルタ ンク	2基	既許認可どおり		
	廃液サージタンク	廃液サージタンク	1基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		ろ過装置(常用) (予備)	2基	既許認可どおり		
	脱塩装置		1基	既許認可どおり		
	床ドレン収集タンク		1基	既許認可どおり		
	床ドレンサンブルタ ンク(再使用系)	1基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
	床ドレンサンブルタ ンク(放出系)	2基	既許認可どおり			
再生廃液処理系	ろ過装置		1基	既許認可どおり		
	脱塩装置		1基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	廃液濃縮器	1基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
シャワードレンタンク	シャワードレンタンク	2基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
	シャワードレン(1号及び2号炉共用)					

表 6 性能維持施設 (3/8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	1基	・設置場所： <u>原子炉建家4階屋外</u> ・地上高さ：約20m ・排気口	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
	機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク	1基	既許認可どおり		
		機器ドレン清水槽	1基	既許認可どおり		
		機器ドレンサンブルタ ンク	2基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	廃液サージタンク	廃液サージタンク	1基	既許認可どおり		
		ろ過装置(常用) (予備)	2基	既許認可どおり		
	脱塩装置		1基	既許認可どおり		
	床ドレン収集タンク	1基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
	床ドレンサンブルタ ンク(再使用系)	1基	既許認可どおり			
	床ドレンサンブルタ ンク(放出系)	2基	既許認可どおり			
再生廃液処理系	ろ過装置		1基	既許認可どおり		
	脱塩装置		1基	既許認可どおり		
	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	廃液濃縮器	1基	既許認可どおり			
シャワードレン(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	2基	既許認可どおり	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	

・記載の適正化
(記載の明確化)

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前

変更後

備註

表 6 性能維持施設 (6/8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 （建屋）名称		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備	（建屋）名称				
放射線管 理施設	屋外管理 用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレーター ・計測範囲： 10^{-1} ～ 10^3 cps ・記録場所：中央制御室	放射線監視機能 放出機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。
		排水モニタ	排気サンプリング装置	1式	・設置場所：原子炉建家4階 タービン建家屋上、屋外 ・主要機器：サンプルポンプ、ダストフィルタ（固定式）、サンプル配管	放射線監視機能 放出機能	放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、状態であること。
	屋外管理 用の主要な設備	排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出機能	放射性物質を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。
		排水のサンプリング装置	排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射線監視機能 放出機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、状態であること。

表 6 性能維持施設 (6/8)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 （建屋）名称		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備	（建屋）名称				
放射線管 理施設	屋外管理 用の主要な設備	排気口モニタ	排気口ダストモニタ	1台	・設置場所：原子炉建家4階 ・検出器：プラスチックシンチレーター ・計測範囲： 10^{-1} ～ 10^3 cps ・記録場所：中央制御室	放射線監視機能 放出機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。
		排水モニタ	排気サンプリング装置	1式	・設置場所：原子炉建家4階 タービン建家屋上、屋外 ・主要機器：サンプルポンプ、ダストフィルタ（固定式）、サンプル配管	放射線監視機能 放出機能	放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、状態であること。
	屋外管理 用の主要な設備	排水モニタ	排水モニタ	1台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、状態であること。
		排水のサンプリング装置	排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射線監視機能 放出機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない、状態であること。

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すもので変更事項に含まない。

・記載の適正化
(記載の明確化)

九 核燃料物質による汚染の除去

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文九】

変更前	変更後	理由
<p>2. 1 系統除染の計画</p> <p>主要な二次的な汚染を除去するため、再循環系、原子炉冷却材浄化系及び余熱除去系を系統除染の対象とする。対象とする施設・設備は、上記系統の格納容器内の配管、弁等であり、あらかじめ目標値を定め、第1段階中に実施する。</p> <p>なお、1号炉の再循環系の一部は、すでに実施済みである。</p> <p>系統除染に係る安全確保対策として、放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることを基本とし、これらは「五 4 安全確保対策」、「五 5 解体撤去物等の取り扱い」に準じて行う。</p> <p>使用する装置は、放射性物質の漏えい防止機能及び遮へい機能を考慮する。除染液等の化学薬品類を使用する場合は、関係法令及び関係告示を遵守し、火災の発生及び人体への影響を防止する対策を講じる。また、系統外への漏洩防止対策を講じる。</p>	<p>2. 1 系統除染の計画</p> <p>主要な二次的な汚染を除去するため、再循環系、原子炉冷却材浄化系及び余熱除去系を系統除染の対象とする。対象とする施設・設備は、上記系統の格納容器内の配管、弁等であり、あらかじめ目標値を定め、第1段階中に実施する。</p> <p>なお、1号炉の再循環系の一部は、すでに実施済みである。</p> <p>系統除染に係る安全確保対策として、放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることを基本とし、これらは「五 4 安全確保対策」、「五 5 解体撤去物等の取り扱い」に準じて行う。</p> <p>使用する装置は、放射性物質の漏えい防止機能及び遮へい機能を考慮する。除染液等の化学薬品類を使用する場合は、関係法令及び関係告示を遵守し、火災の発生及び人体への影響を防止する対策を講じる。また、系統外への漏えい防止対策を講じる。</p>	<p>・記載の適正化 (記載の統一)</p>

表 9-2 第2段階中における汚染の除去の工事方法（3／3）

工事件名	場所	対象区分		工事内容	着手要件	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(3) 建屋及び構築物の汚染の除去工事	・希ガスホールドアップ装置 建家	・原子炉施設 の一般構造	・希ガスホールドアップ装置 建家	・はつりにより汚染部位を分離する。はつり装置と粉じん回収装置を組み合わせ、はつり片及び粉じんの再付着を防止する。	・汚染部位の分離後、適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界未満であることを確認する。	・汚染部位の分離後、残った汚染部位の分離後、残った汚染部位は、放射性廃棄物でないものとする。	・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒（1号及び2号炉共用）内セルタルは、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルは、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。
	・屋外	・放射性廃棄物の廃棄施設	・排気筒（1号及び2号炉共用）	・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事が完了していること。 ・排気筒（1号及び2号炉共用）内の機器等の解体撤去を完了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・はつりにより発生した廃棄物は、容器に収納し、ターピン建家内の管理区域に貯蔵保管する。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文九】

変更前

変更後

理由

工事件名	場所	対象区分		工事内容	着手要件	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(3) 建屋及び構築物の汚染の除去工事	・希ガスホールドアップ装置 建家	・原子炉施設 の一般構造	・希ガスホールドアップ装置 建家	・はつりにより汚染部位を分離する。はつり装置と粉じん回収装置を組み合わせ、はつり片及び粉じんの再付着を防止する。	・汚染部位の分離後、適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界未満であることを確認する。	・汚染部位の分離後、残った汚染部位は、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルは、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。	・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒（1号及び2号炉共用）内セルタルは、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルは、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。
	・屋外	・放射性廃棄物の廃棄施設	・排気筒（1号及び2号炉共用）	・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事が完了していること。 ・排気筒（1号及び2号炉共用）内の機器等の解体撤去を完了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・はつりにより発生した廃棄物は、容器に収納し、ターピン建家内の管理区域に貯蔵保管する。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。

表 9-2 第2段階中における汚染の除去の工事方法（3／3）

工事件名	場所	対象区分		工事内容	着手要件	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(3) 建屋及び構築物の汚染の除去工事	・希ガスホールドアップ装置 建家	・原子炉施設 の一般構造	・希ガスホールドアップ装置 建家	・はつりにより汚染部位を分離する。はつり装置と粉じん回収装置を組み合わせ、はつり片及び粉じんの再付着を防止する。	・汚染部位の分離後、適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界未満であることを確認する。	・汚染部位の分離後、残った汚染部位は、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルは、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。	・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒（1号及び2号炉共用）内セルタルは、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルは、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。
	・屋外	・放射性廃棄物の廃棄施設	・排気筒（1号及び2号炉共用）	・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事が完了していること。 ・排気筒（1号及び2号炉共用）内の機器等の解体撤去を完了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・はつりにより発生した廃棄物は、容器に収納し、ターピン建家内の管理区域に貯蔵保管する。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。

(記載の適正化
(記載の統一))(記載の適正化
(記載の統一))

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>1. 1. 2 廃止措置中の放射性気体廃棄物の種類及び数量 (中略)</p> <p>(2) 第2段階中 第2段階中に廃止措置対象施設から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、主に解体撤去工事に伴って発生する粒子状放射性物質がある。 第2段階中、放射性気体廃棄物は、関係法令、関係告示及び廃止措置の基本方針等に基づき、原子炉運転中における取り扱い方法に準じ適切に処理を行い管理放出する。 原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事、原子炉領域解体準備工事、解体撤去物等搬出準備工事等に伴う放射性気体廃棄物の推定放出量は約 <u>3.6×10⁸Bq</u> である。</p>	<p>1. 1. 2 廃止措置中の放射性気体廃棄物の種類及び数量 (中略)</p> <p>(2) 第2段階中 第2段階中に廃止措置対象施設から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、主に解体撤去工事に伴って発生する粒子状放射性物質がある。 第2段階中、放射性気体廃棄物は、関係法令、関係告示及び廃止措置の基本方針等に基づき、原子炉運転中における取り扱い方法に準じ適切に処理を行い管理放出する。 原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事、原子炉領域解体準備工事、解体撤去物等搬出準備工事等に伴う放射性気体廃棄物の推定放出量は約 <u>2.0×10⁹Bq</u> である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>1. 2 放射性気体廃棄物の処理及び管理の計画</p> <p>(中略)</p> <p>(2) - 2 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後</p> <p>(中略)</p> <p>① 換気系からの排気 原子炉建家、タービン建家等の排気は、高性能粒子フィルタを経て排気口から大気に放出する。</p> <p>原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事、原子炉領域解体準備工事等に伴う粒子状放射性物質は、原子炉建家常用換気系、タービン建家換気系等の高性能粒子フィルタを経て、排気口から大気に放出する。必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物による周辺公衆への影響が、「原子炉設置許可申請書」に記載の値（1号及び2号炉の放射性気体廃棄物による寄与分約$12\mu\text{Sv}/\text{y}$）を下回るよう管理することを基本方針とし、排気口において放射性物質濃度を測定監視し、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定しこれを超えないよう努める。</p> <p>放出管理目標値は、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し、1号及び2号炉合計$3.7 \times 10^8 \text{Bq}/\text{y}$（Co-60）と設定する。</p> <p>放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p>	<p>1. 2 放射性気体廃棄物の処理及び管理の計画</p> <p>(中略)</p> <p>(2) - 2 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後</p> <p>(中略)</p> <p>① 換気系からの排気 原子炉建家、タービン建家等の排気は、高性能粒子フィルタを経て排気口から大気に放出する。</p> <p>原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事、原子炉領域解体準備工事等に伴う粒子状放射性物質は、原子炉建家常用換気系、タービン建家換気系等の高性能粒子フィルタを経て、排気口から大気に放出する。必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機を設置する等により、汚染拡散防止を図る。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物による周辺公衆への影響が、「原子炉設置許可申請書」に記載の値（1号及び2号炉の放射性気体廃棄物による寄与分約$12\mu\text{Sv}/\text{y}$）を下回るよう管理することを基本方針とし、排気口において放射性物質濃度を測定監視し、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定しこれを超えないよう努める。</p> <p>放出管理目標値は、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し、1号及び2号炉合計$5.0 \times 10^8 \text{Bq}/\text{y}$（Co-60）と設定する。</p> <p>放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p>	<p>・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)</p>

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

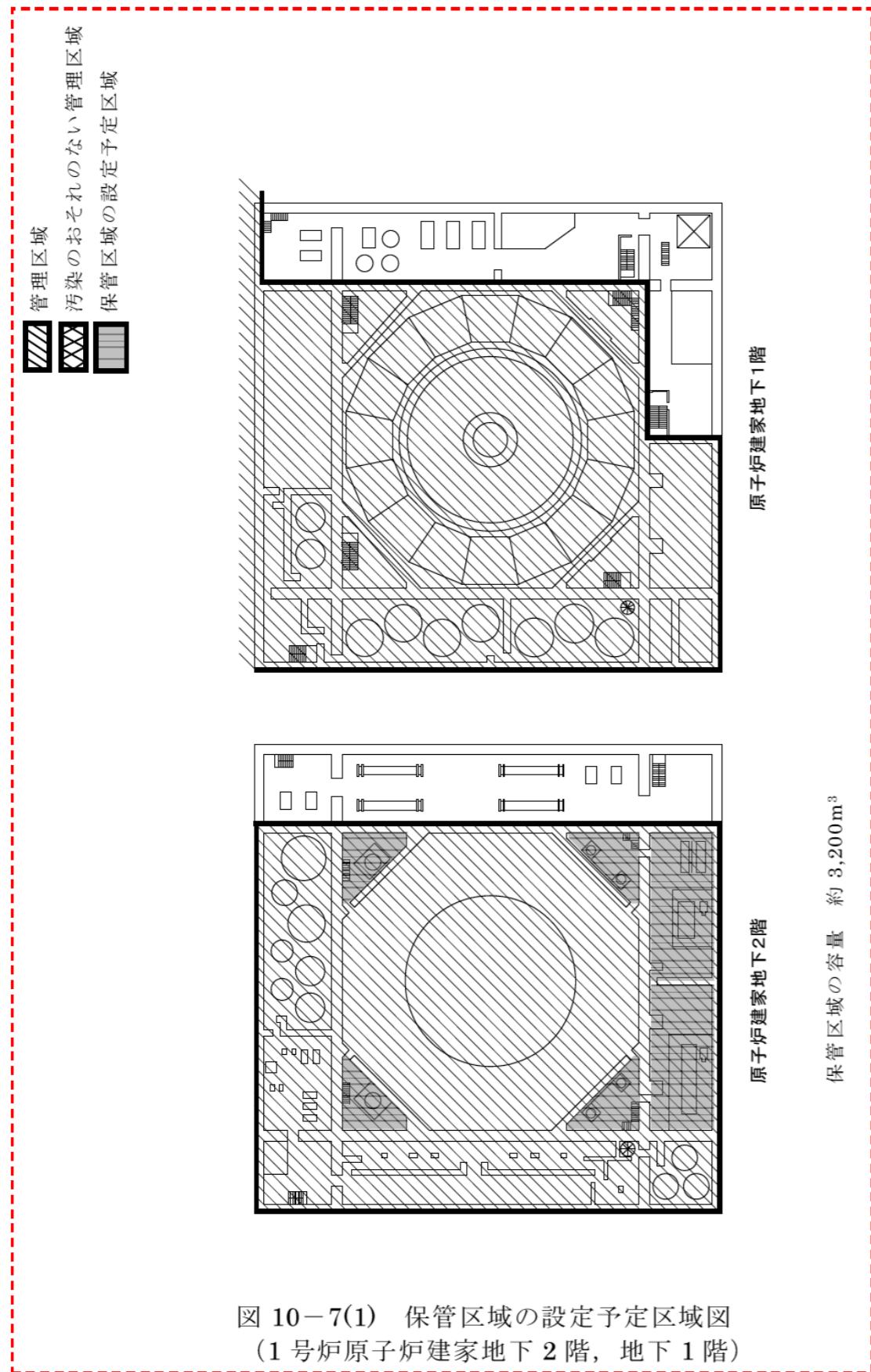
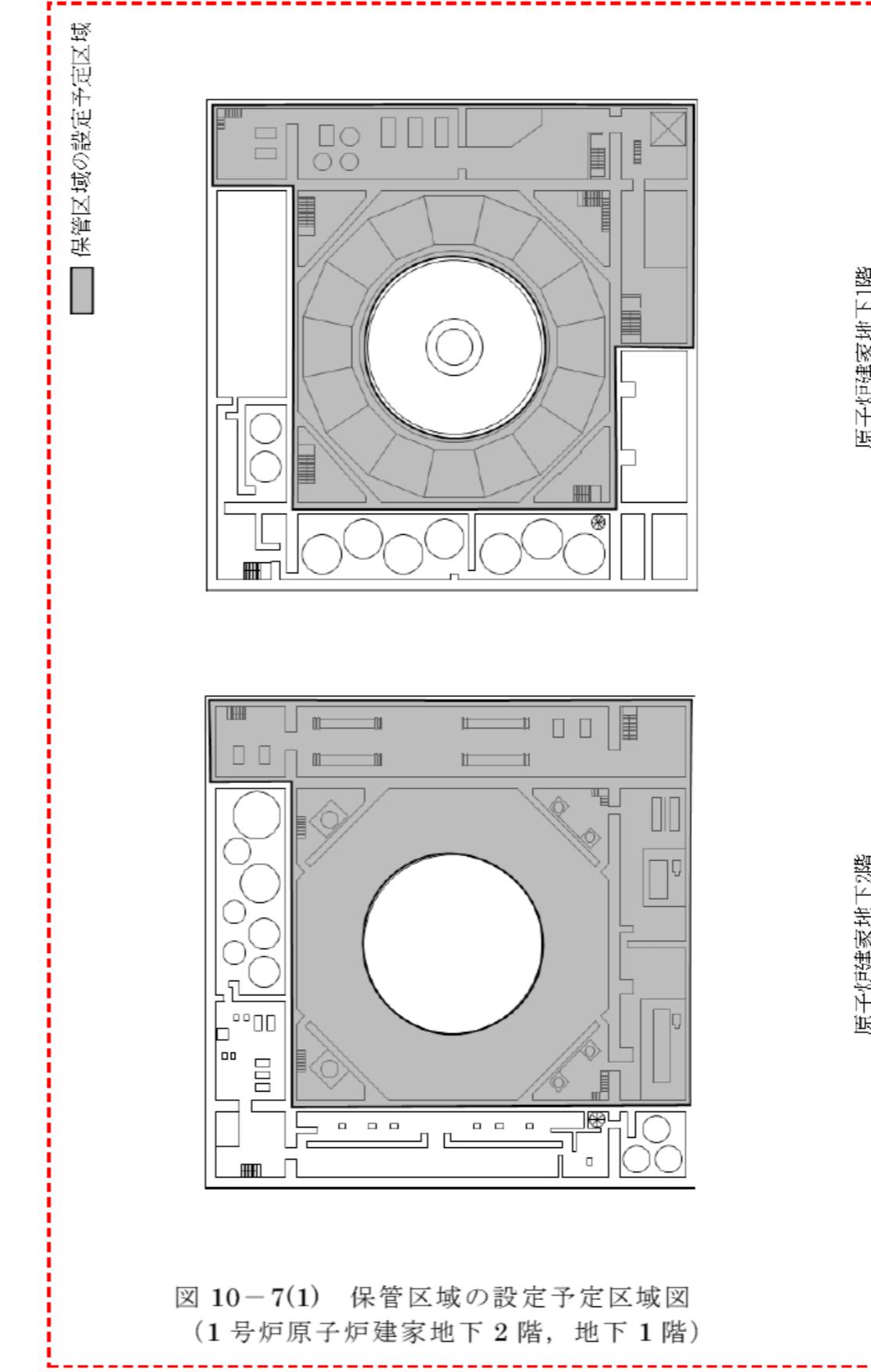
変更前	変更後	理由
<p>3. 2 放射性固体廃棄物の処理及び管理の計画 (中略)</p> <p>(2) 第2段階中 第2段階中、放射性固体廃棄物は「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す設備の機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に準じ、以下の「①～⑨」のとおり適切に処理及び管理を行う（3号、4号又は5号炉との共用施設での処理及び管理を含む）。1号炉の放射性固体廃棄物の処理フローを図10-5及び図10-6に示す。放射性廃棄物処理設備を設置し、3号、4号又は5号炉と共に使用する場合には、必要に応じて原子炉設置変更許可等を受ける。</p> <p>第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち、解体工事及び汚染の除去工事により発生する不燃性雑固体廃棄物は、分別、除染により可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとするか、汚染の分離により可能な限り放射性廃棄物でないものとする。分別、除染により放射性廃棄物として扱う必要のないものとすることが困難な不燃性雑固体廃棄物及び汚染の分離により放射性廃棄物でないものとすることが困難な不燃性雑固体廃棄物は、タービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。保管区域は、構造物による遮へいがある区域に設定する。保管区域の設定予定区域を図10-7(1)～(7)に示す。設定予定区域の容量は1号炉約<u>28,200m³</u>、2号炉約<u>45,900m³</u>とする。</p>	<p>3. 2 放射性固体廃棄物の処理及び管理の計画 (中略)</p> <p>(2) 第2段階中 第2段階中、放射性固体廃棄物は「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す設備の機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に準じ、以下の「①～⑨」のとおり適切に処理及び管理を行う（3号、4号又は5号炉との共用施設での処理及び管理を含む）。1号炉の放射性固体廃棄物の処理フローを図10-5及び図10-6に示す。放射性廃棄物処理設備を設置し、3号、4号又は5号炉と共に使用する場合には、必要に応じて原子炉設置変更許可等を受ける。</p> <p>第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち、解体工事及び汚染の除去工事により発生する不燃性雑固体廃棄物は、分別、除染により可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとするか、汚染の分離により可能な限り放射性廃棄物でないものとする。分別、除染により放射性廃棄物として扱う必要のないものとすることが困難な不燃性雑固体廃棄物及び汚染の分離により放射性廃棄物でないものとすることが困難な不燃性雑固体廃棄物は、タービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。保管区域は、構造物による遮へいがある区域に設定する。保管区域の設定予定区域を図10-7(1)～(12)に示す。設定予定区域の容量は1号炉約<u>73,000m³</u>、2号炉約<u>95,500m³</u>とする。</p>	<p>・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加)</p>

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前					変更後					理由					
表 10-2 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 平成 27 年 4 月 1 日時点（単位：トン）															
放射能レベル区分	第1段階	第2段階	第3段階以降	合計	放射能レベル区分	第1段階	第2段階	第3段階以降	合計						
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 40 [約 40]	約 100 [約 100]	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 40 [約 40]	約 100 [約 100]	・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (第2段階対象設備および工事方法等の追加)				
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 610 [約 130]	約 880 [約 370]	約 1,600 [約 600]	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 640 [約 130]	約 850 [約 370]	約 1,600 [約 600]					
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 5,190 [約 2,930]	約 7,080 [約 7,070]	約 12,300 [約 10,000]	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 5,750 [約 3,490]	約 6,520 [約 6,510]	約 12,300 [約 10,000]					
	放射性物質として扱う必要のないもの	0 [0]	約 2,980 [約 5,710]	約 27,820 [約 28,340]	約 30,800 [約 34,100]	放射性物質として扱う必要のないもの	0 [0]	約 3,340 [約 6,110]	約 27,460 [約 27,950]	約 30,800 [約 34,100]					
	放射性廃棄物でないもの(管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 120	約 5,000	約 150,500	約 155,600	放射性廃棄物でないもの(管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 120	約 5,000	約 150,500	約 155,600					
	合計	約 200 [約 200]	約 13,800 [約 13,800]	約 186,300 [約 186,300]	約 200,200 [約 200,200]	合計	約 200 [約 200]	約 14,700 [約 14,700]	約 185,400 [約 185,400]	約 200,200 [約 200,200]					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
 <p>図 10-7(1) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉原子炉建家地下2階, 地下1階)</p>	 <p>図 10-7(1) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉原子炉建家地下2階, 地下1階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)
		<p>原子炉建家地下1階 保管区域の容量 約5,900m³</p> <p>原子炉建家地下2階 保管区域の容量 約9,400m³</p>

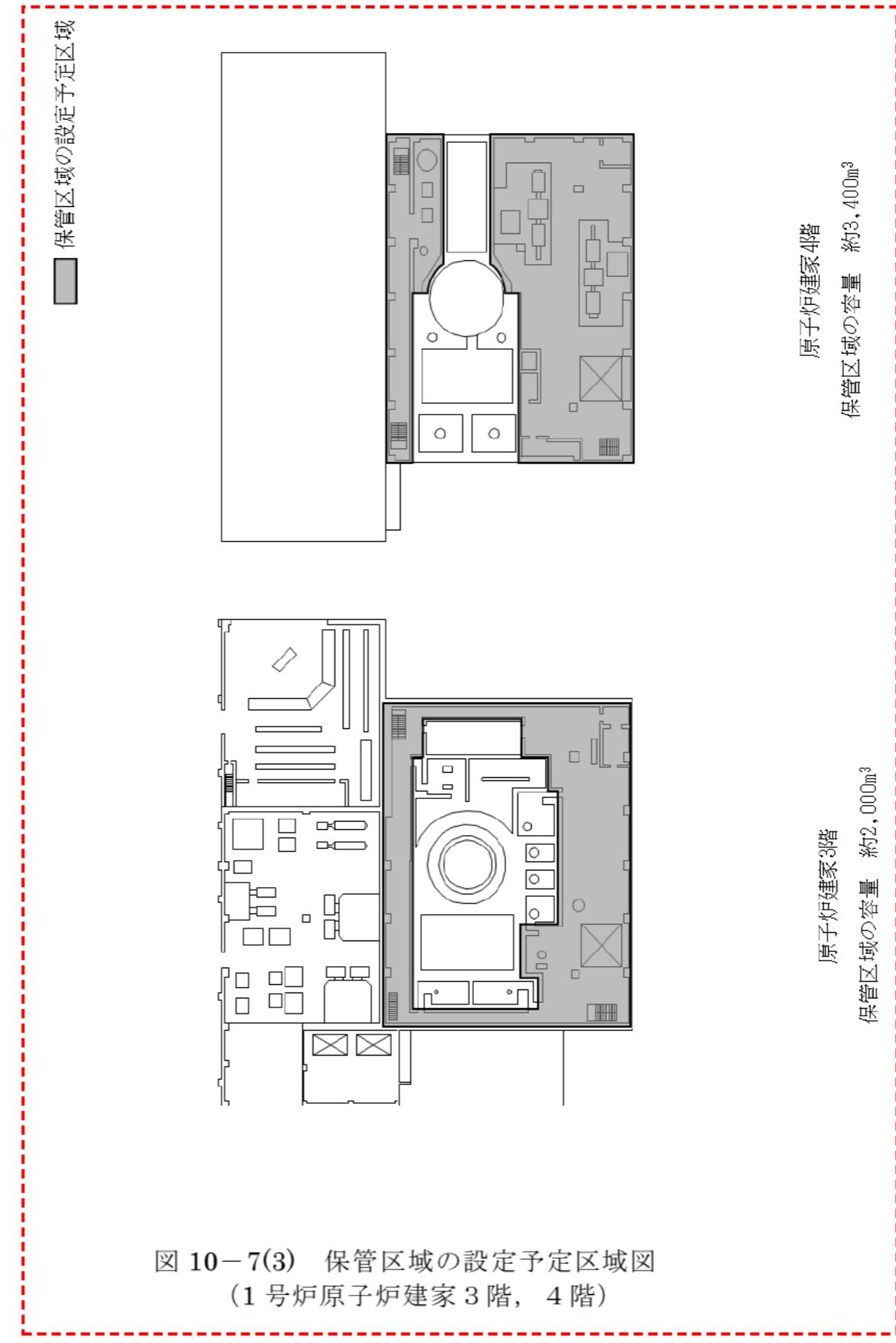
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
	<p>図 10-7(2) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉原子炉建家 1階, 2階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加)

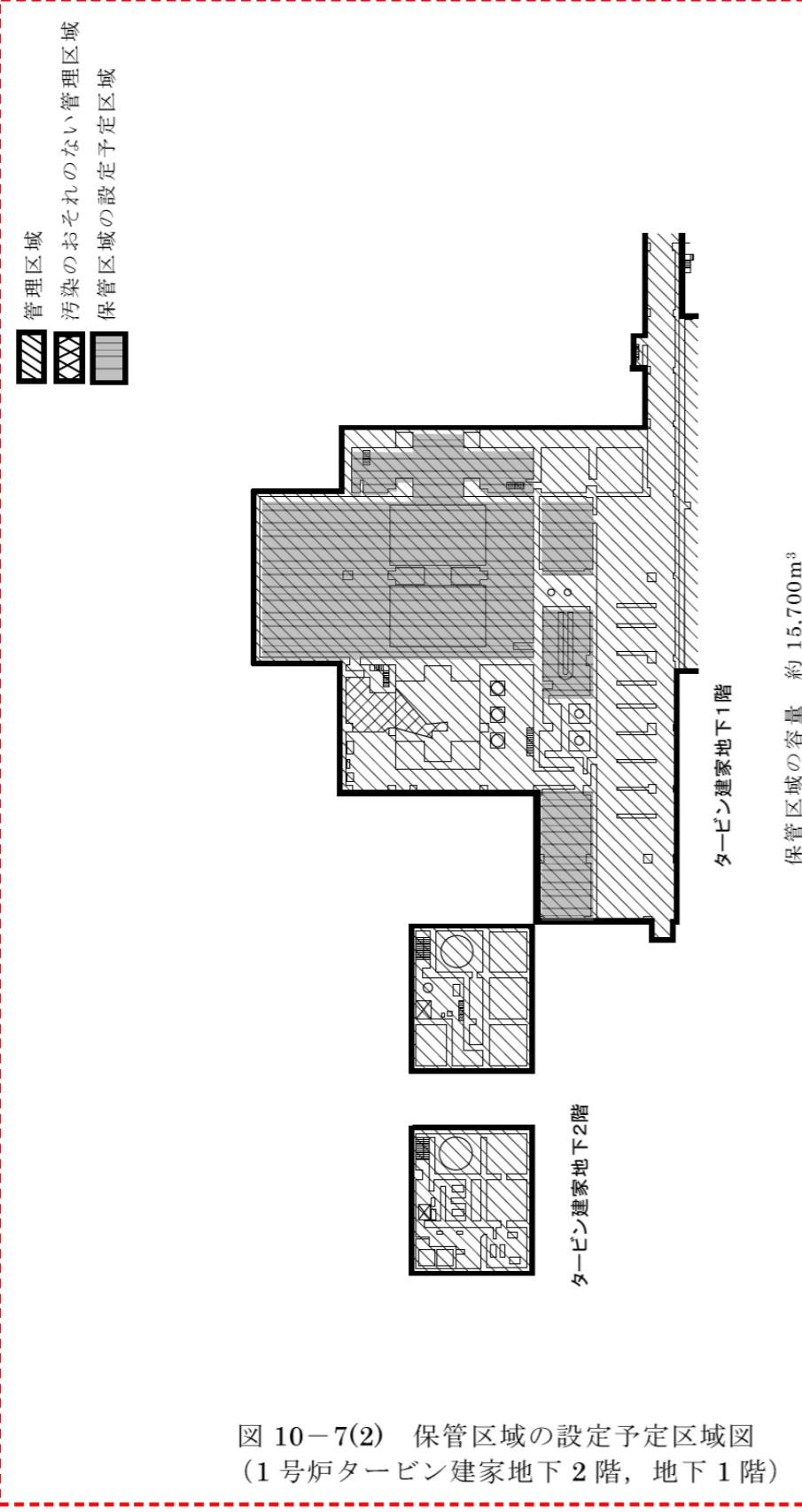
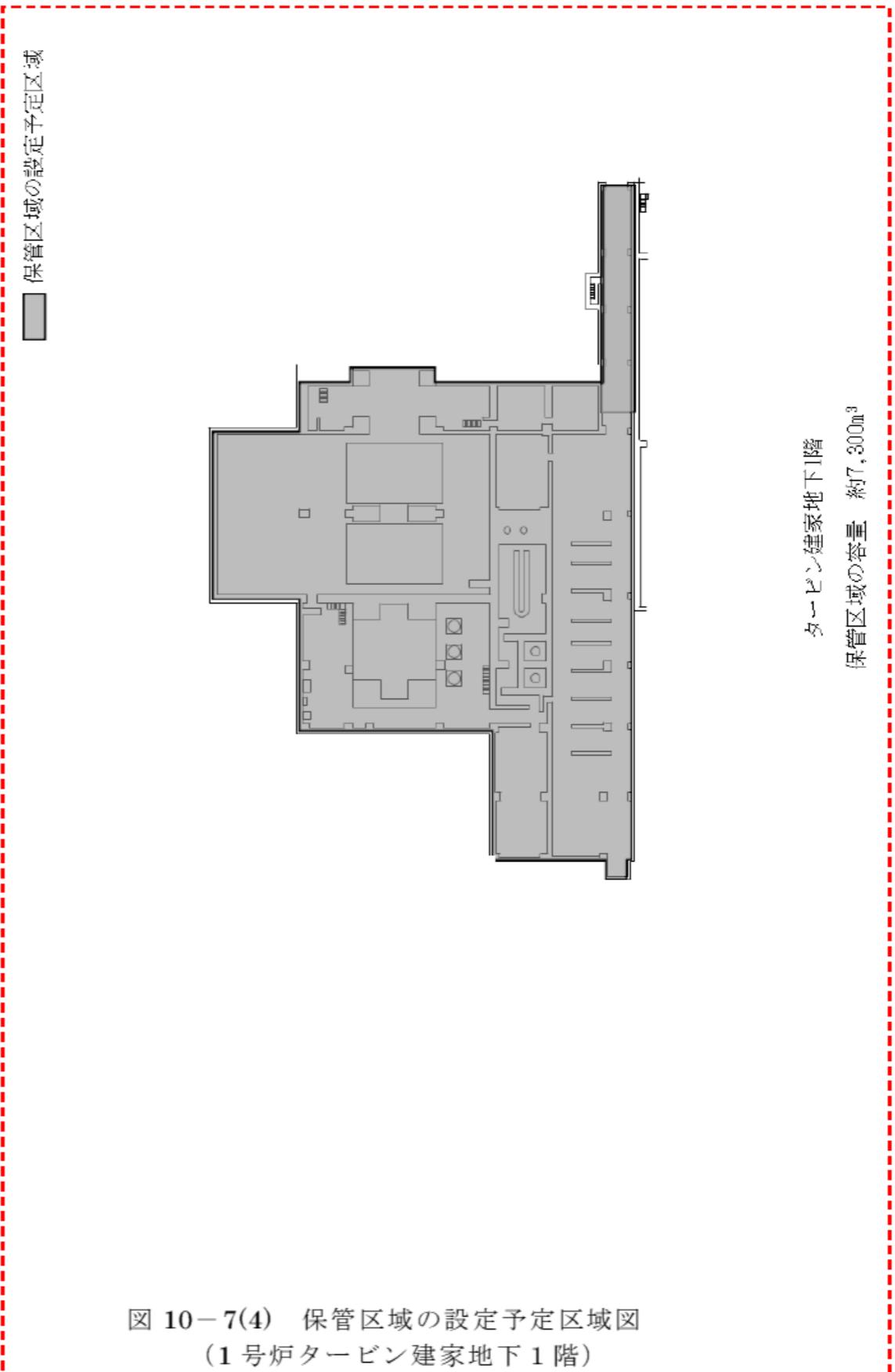
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
	 <p>図 10-7(3) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉原子炉建家3階, 4階)</p> <p>原子炉建家3階 保管区域の容量 約2,000m³</p> <p>原子炉建家4階 保管区域の容量 約3,400m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
 <p>図 10-7(2) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉タービン建家地下2階, 地下1階)</p> <p>タービン建家地下1階</p> <p>タービン建家地下2階</p> <p>保管区域の容量 約15,700m³</p>	 <p>図 10-7(4) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉タービン建家地下1階)</p> <p>タービン建家地下1階</p> <p>保管区域の容量 約7,300m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>図 10-7(3) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉タービン建家 1階, 中 2階)</p>	<p>図 10-7(5) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉タービン建家 1階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)

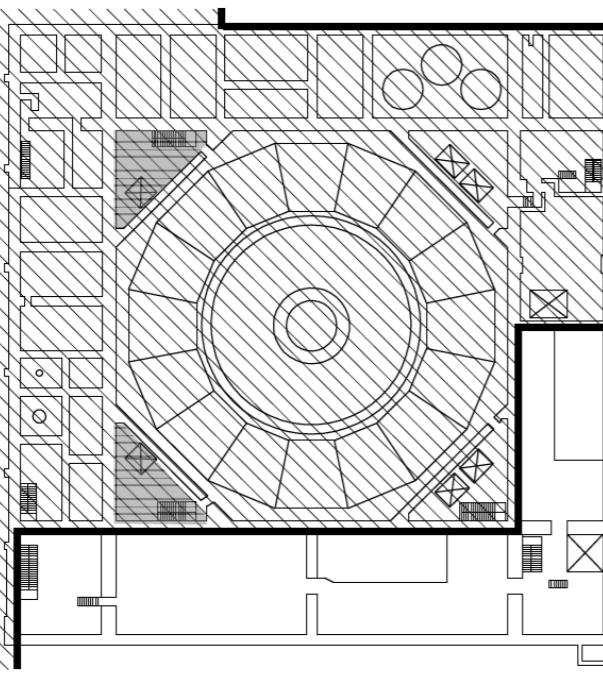
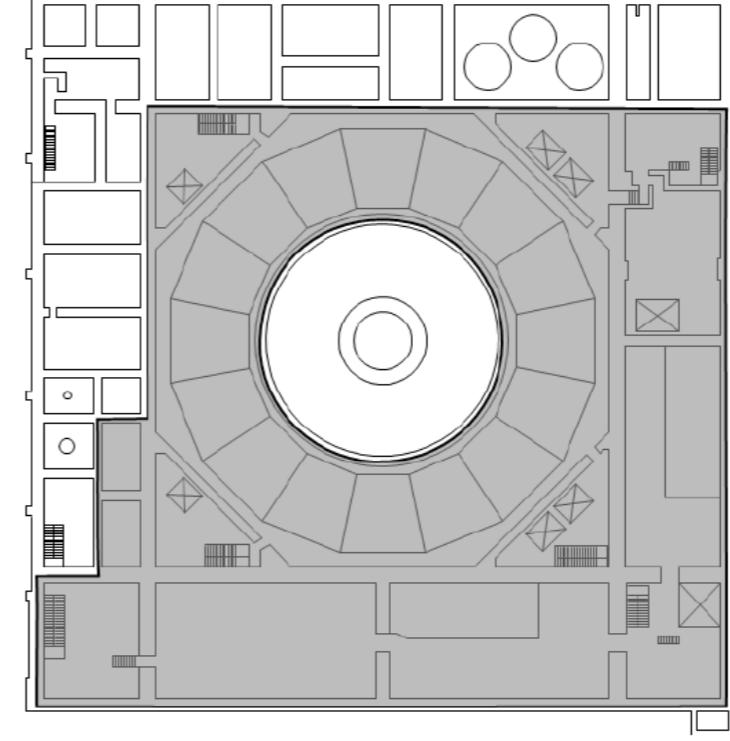
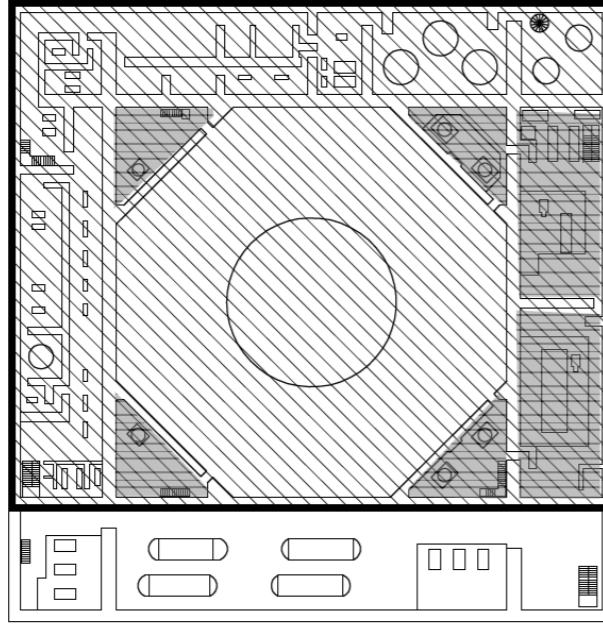
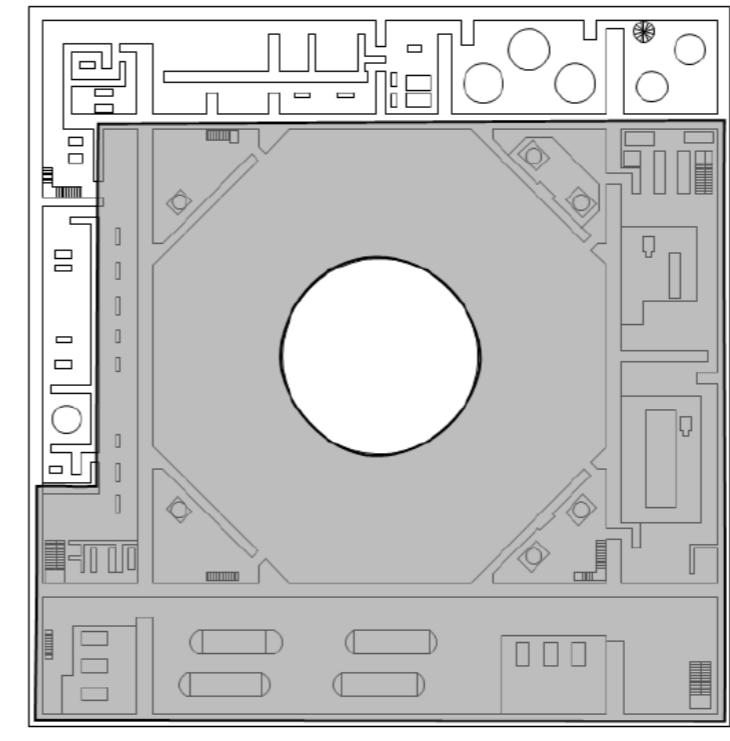
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>図 10-7(4) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉タービン建家 1階)</p> <p>保管区域の容量 約 5,700m³</p>	<p>図 10-7(6) 保管区域の設定予定区域図 (1号炉タービン建家 2階)</p> <p>保管区域の容量 約17,100m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
 <p>原子炉建屋地下1階 保管区域の容量 約 200m³</p> <p>原子炉建屋地下2階 保管区域の容量 約 3,700m³</p>	 <p>原子炉建屋地下1階 保管区域の容量 約7,000m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)
 <p>原子炉建屋地下2階 保管区域の容量 約 3,700m³</p>	 <p>原子炉建屋地下2階 保管区域の容量 約15,000m³</p>	

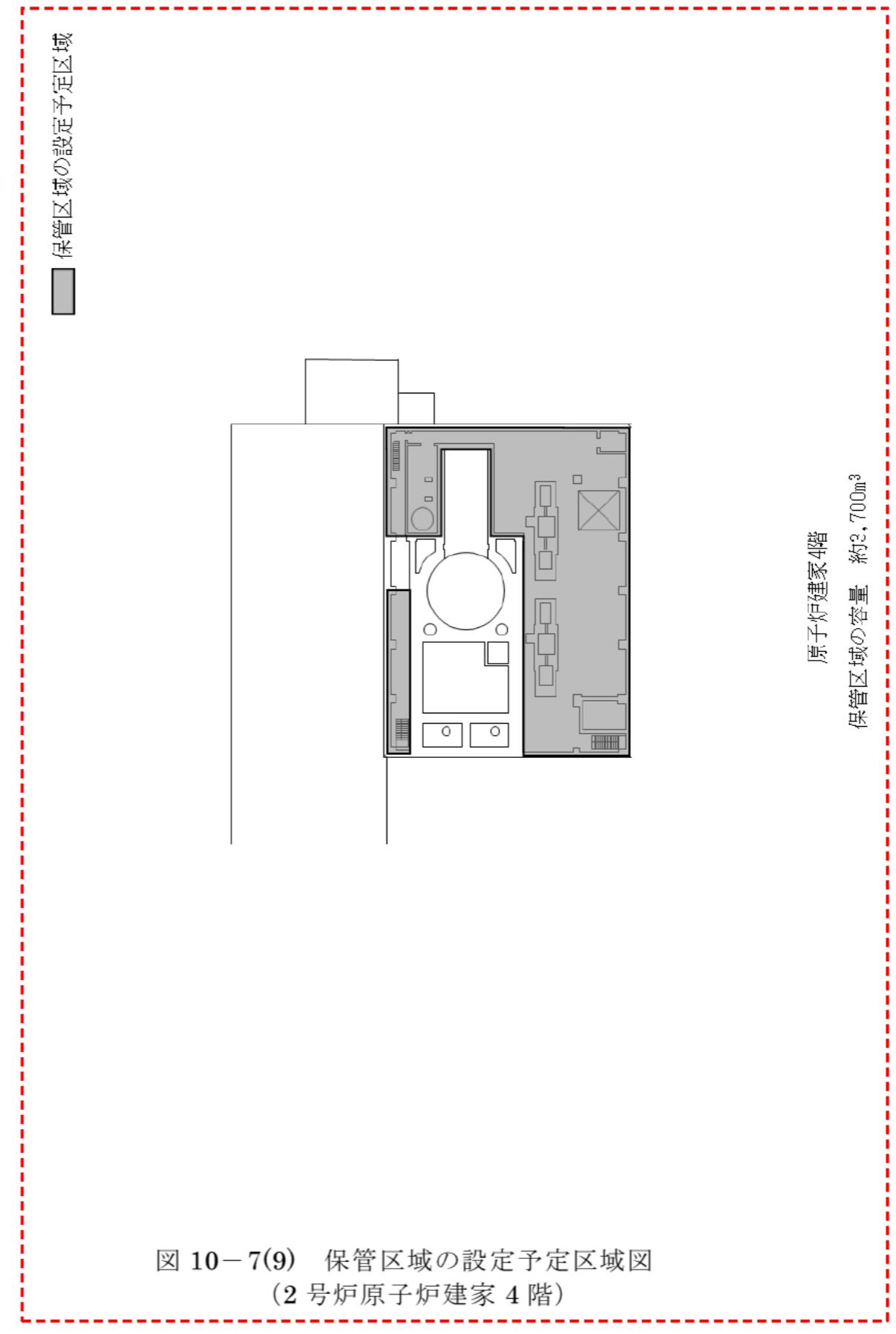
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
	<p>保管区域の設定予定区域 原子炉建家</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加)
	<p>原子炉建家2階 保管区域の容量 約4,500m³ 原子炉建家1階 保管区域の容量 約12,700m³</p>	

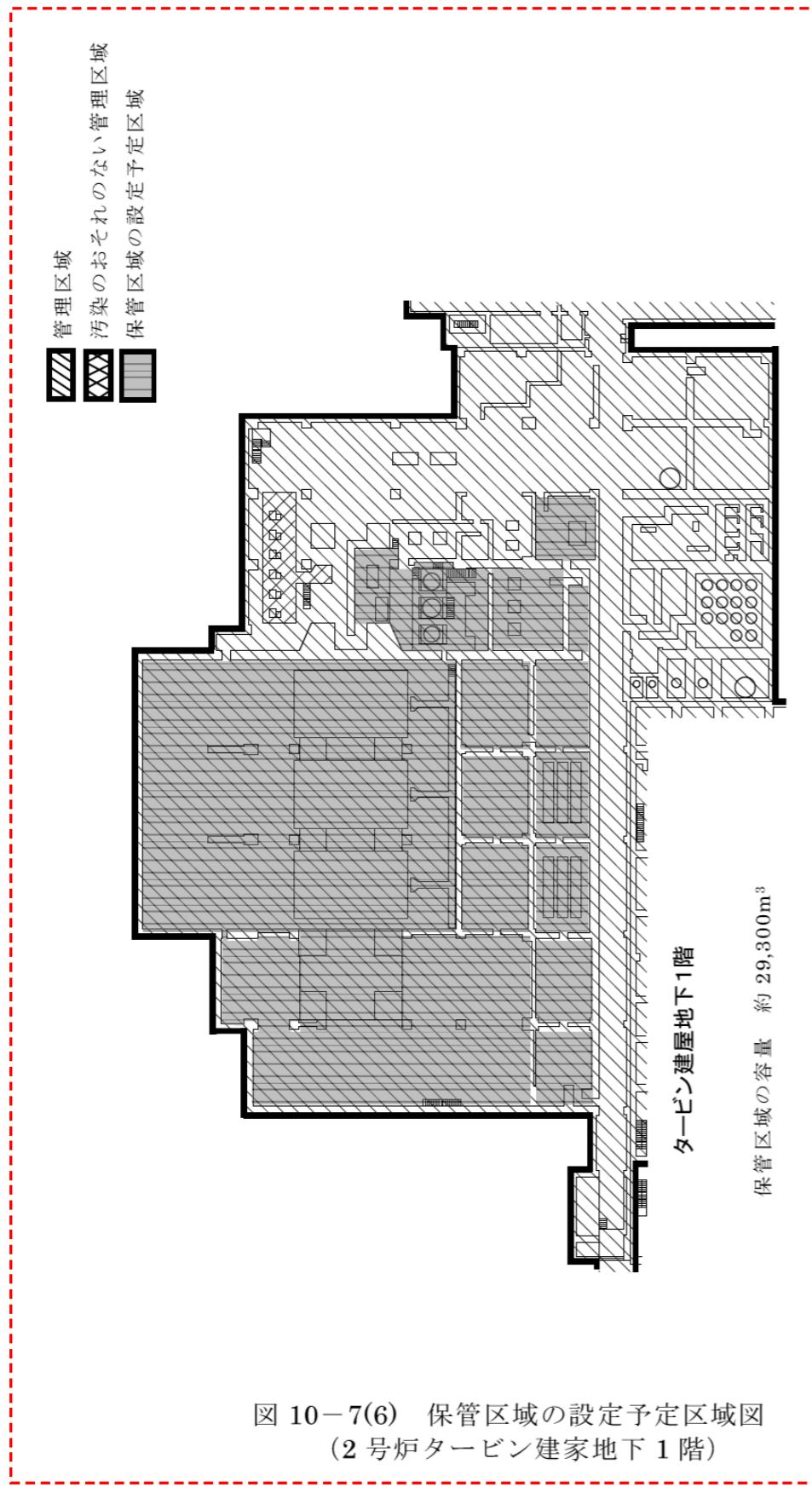
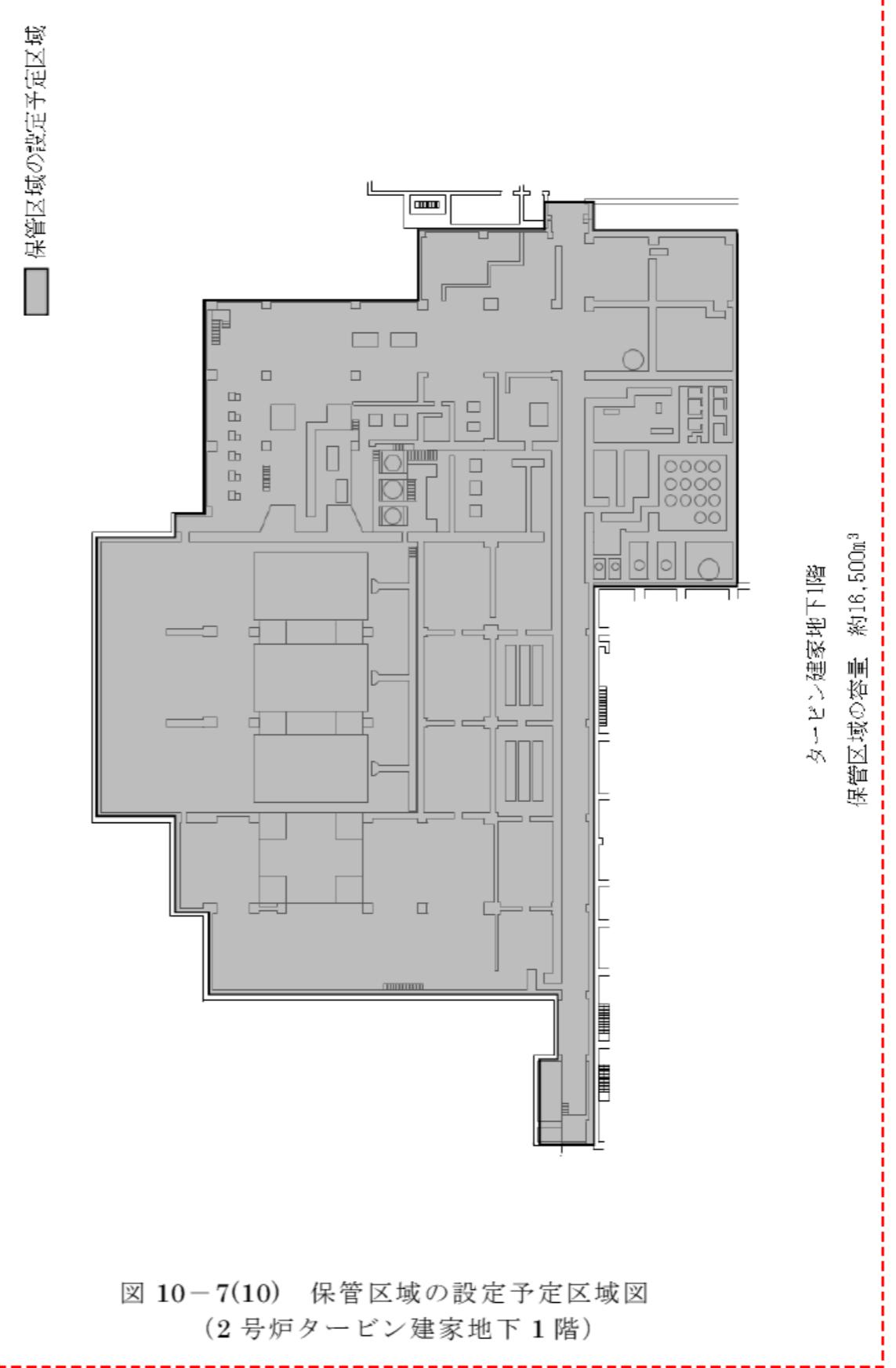
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
	 <p>図 10-7(9) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉原子炉建家 4階)</p> <p>保管区域の設定予定区域</p> <p>原子炉建家4階 保管区域の容量 約2,700m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加)

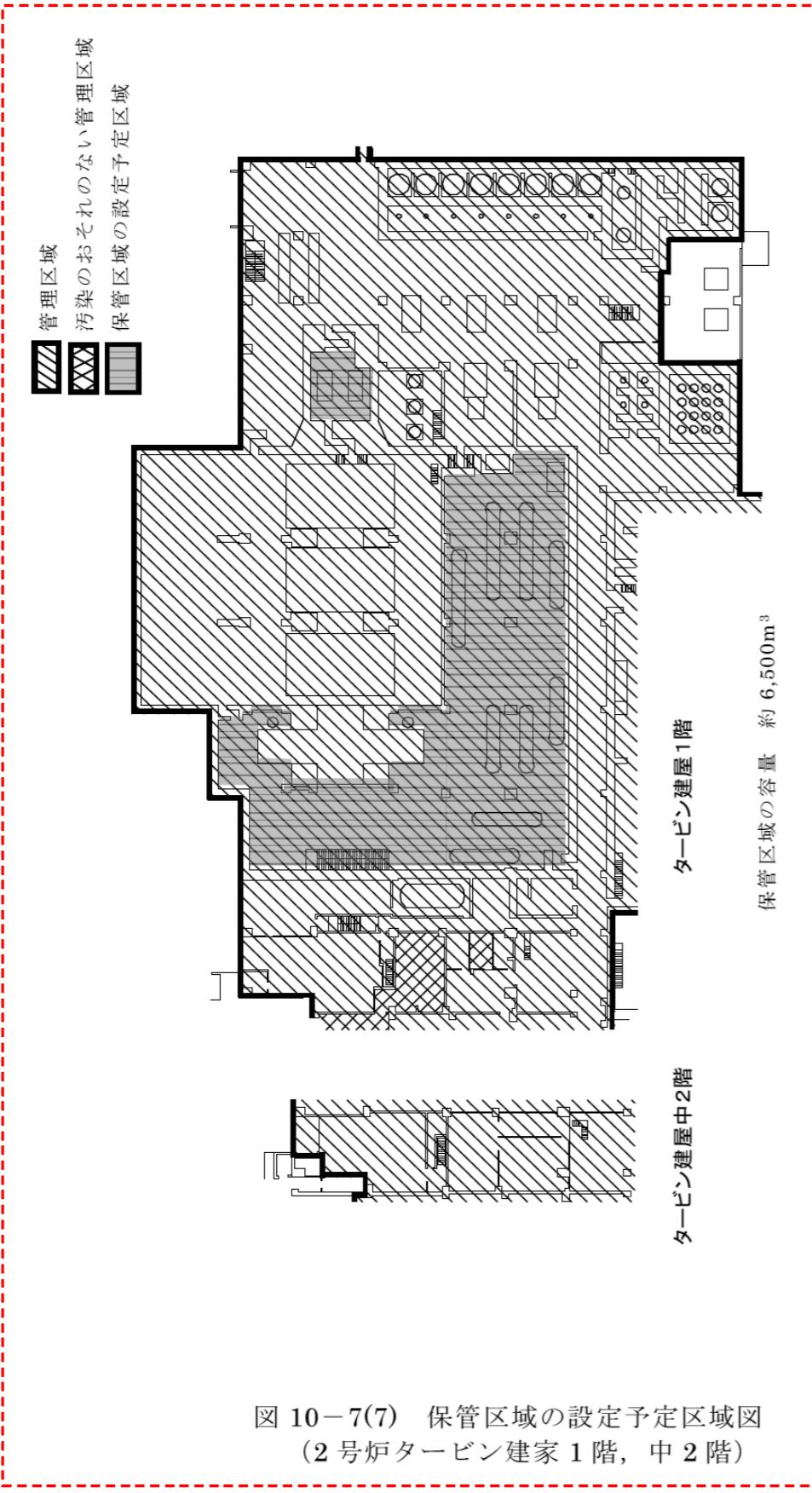
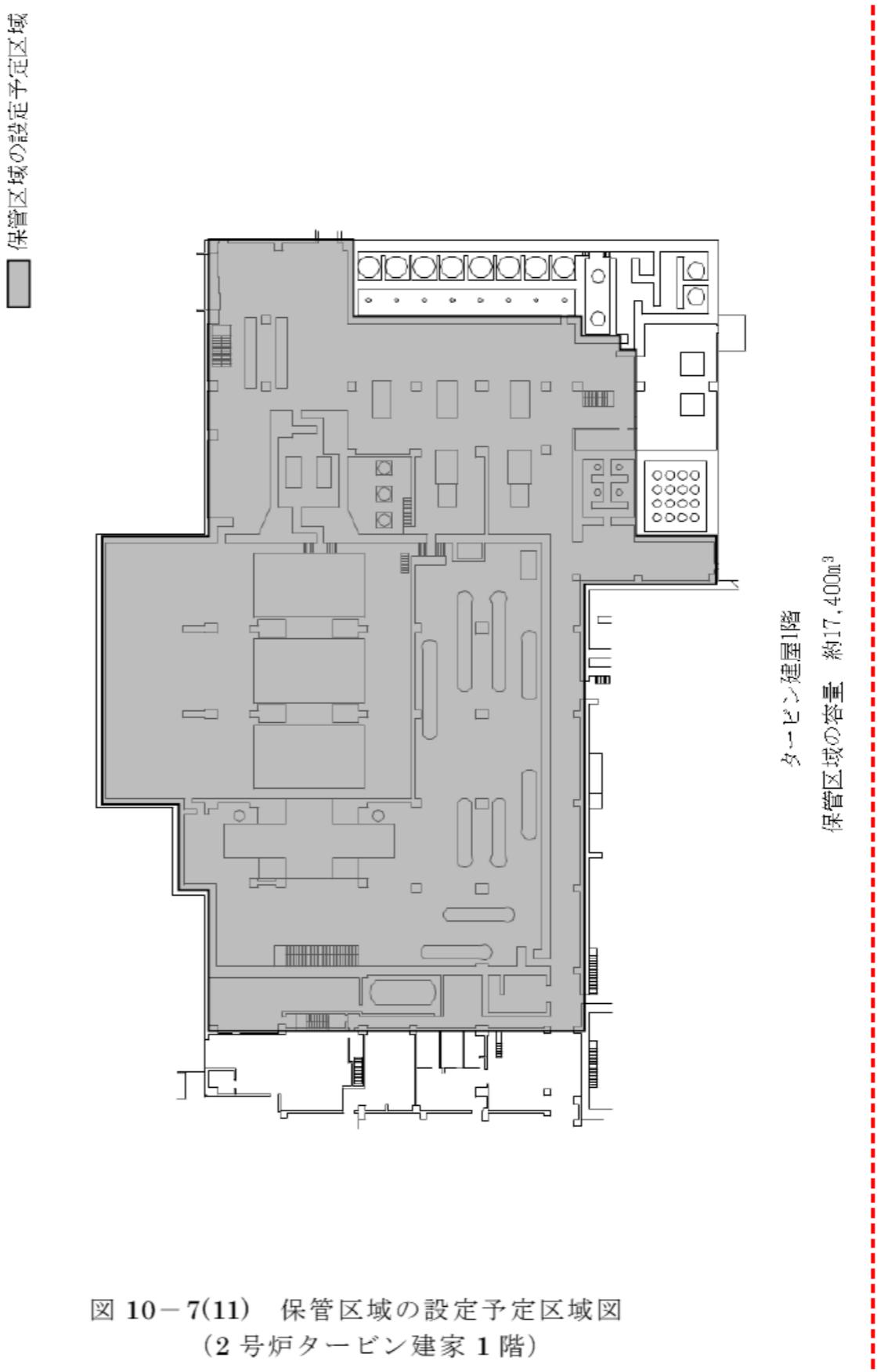
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
 <p>図 10-7(6) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉タービン建家地下 1階)</p> <p>管理区域 汚染のおそれのない管理区域 保管区域の設定予定区域</p> <p>タービン建屋地下1階</p> <p>保管区域の容量 約 29,300m³</p>	 <p>図 10-7(10) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉タービン建家地下 1階)</p> <p>保管区域の設定予定区域</p> <p>タービン建家地下1階</p> <p>保管区域の容量 約 16,500m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)

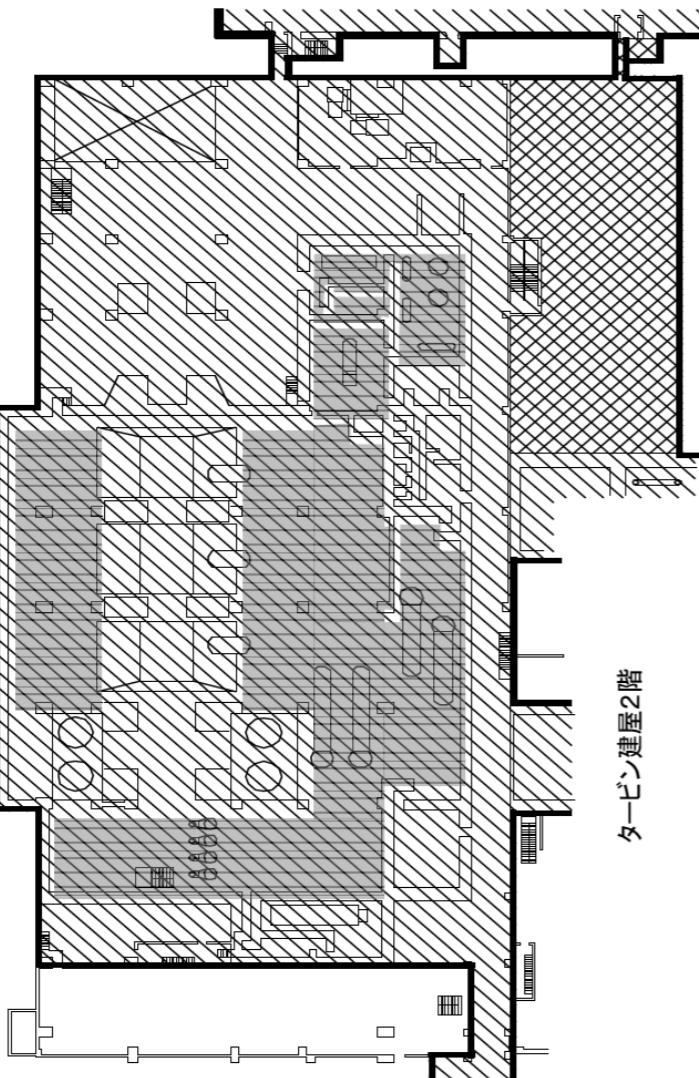
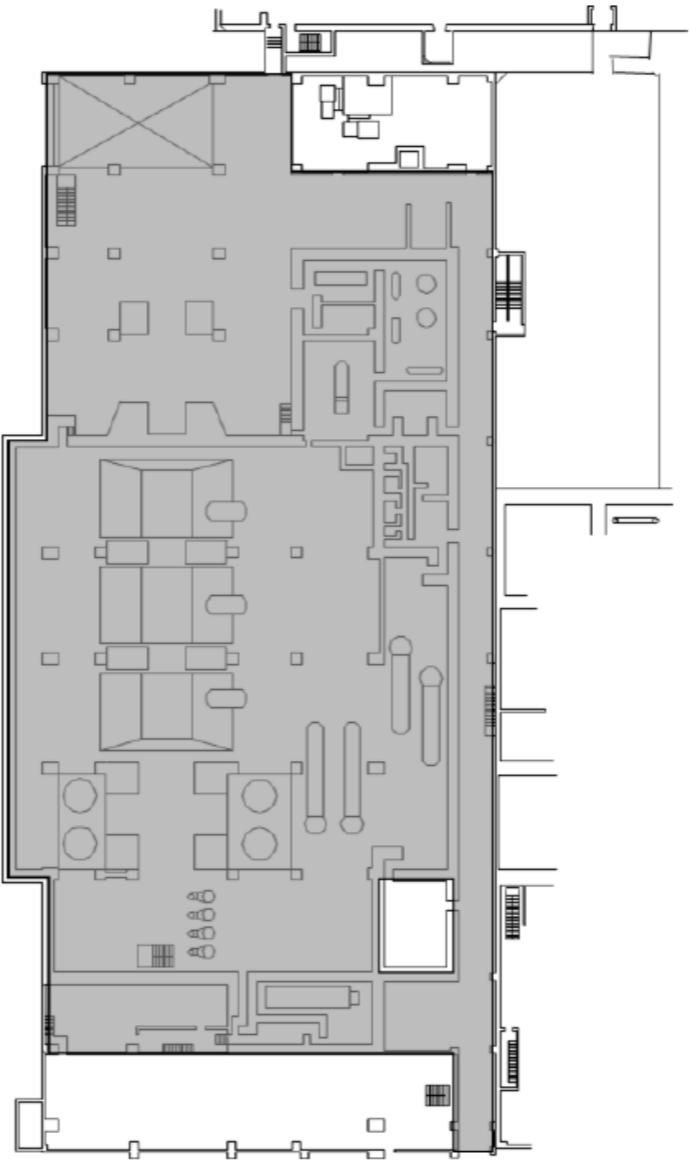
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
 <p>図 10-7(7) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉タービン建家 1階, 中2階)</p> <p>管理区域 汚染のおそれのない管理区域 保管区域の設定予定区域</p> <p>タービン建屋1階</p> <p>タービン建屋中2階</p> <p>保管区域の容量 約 6,500m³</p>	 <p>図 10-7(11) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉タービン建家 1階)</p> <p>管理区域 保管区域の設定予定区域</p> <p>タービン建屋1階</p> <p>保管区域の容量 約17,400m³</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
 <p>図 10-7(8) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉タービン建家 2階)</p>	 <p>図 10-7(12) 保管区域の設定予定区域図 (2号炉タービン建家 2階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加) 記載の適正化 (記載の明確化)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十一 廃止措置の工程

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

表 11-1 廢止措置工程

卷之三

- * 1 第1段階中、管轄区域内においては、焼止措置の対象施設の設備・機器を他の原子炉施設に回す
- * 2 第2段階では第1段階中の障害原因は焼止

表 11-1 廃止措置工程

卷之三

*1 第1段階中、管理区域内においては、廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設又は

理由

- ・記載の適正化
(時期の変更に伴う削除)
- ・原子炉領域の解体撤去工程の変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類

今回の変更申請に係る浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

記述の一部を、浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量 ① 評価前提 a. 評価対象設備 第2段階対象設備を対象とする。 b. 発生源 第1段階中に1号及び2号炉から全ての燃料の搬出を完了していることから、解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質とする。 (中略) ② 推定放出量 汚染設備の解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の放出量は、解体対象物切断部分の存在量に、切断作業に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合を乗じ、建屋排気フィルタ等の捕集効率及び仮設の汚染拡大防止囲いからの漏えい割合を考慮して求め、第2段階対象設備を解体撤去した場合に伴う累積放出量として求める。また、切断方法は、<u>気中機械的切断</u>として評価する。 (中略) 以上より、解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の環境への推定放出量は、表3-4のとおり1号炉約<u>2.2×10^6 Bq</u>～約<u>3.6×10^8 Bq</u>となる。</p>	<p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量 ① 評価前提 a. 評価対象設備 第2段階対象設備を対象とする。 b. 発生源 第1段階中に1号及び2号炉から全ての燃料の搬出を完了していることから、解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質<u>(ガス状の放射性物質を含む)</u>とする。 (中略) ② 推定放出量 汚染設備の解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の放出量は、解体対象物切断部分の存在量に、切断作業に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合を乗じ、建屋排気フィルタ等の捕集効率及び仮設の汚染拡大防止囲いからの漏えい割合を考慮して求め、第2段階対象設備を解体撤去した場合に伴う累積放出量として求める。また、切断方法は、<u>気中での機械的または熱的切断</u>として評価する。 (中略) 以上より、解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の環境への推定放出量は、表3-4のとおり1号炉約<u>8.6×10^8 Bq</u>～約<u>2.0×10^9 Bq</u>となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映) ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映) ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (中略)</p> <p>(2) 線量評価 実効線量は、年間放出量及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく拡散式を用いて評価する。 第2段階に移行後、速やかに放射性気体廃棄物の放出経路変更工事を実施し、1号及び2号炉の主排気ダクトに各々排気口を設けるため放出位置は別となるが、両者の排気口を近接した位置とすることから、1号及び2号炉の放出点は同一位置として取り扱う。排気口の高さは、1号炉地上約20m、2号炉地上約23mであるが、保守的に地上放出として評価する。 気象データは、「原子炉設置許可申請書 添付書類六」に従い観測した敷地内における気象観測値(2009年4月から2010年3月までの1年間の地上10mの気象データ)を使用した。評価に使用した気象データは近年の気象データ(<u>2003年～2008年及び2010年～2013年の10年間</u>)による異常年検定を行い、異常がないことを確認した。</p>	<p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (中略)</p> <p>(2) 線量評価 実効線量は、年間放出量及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく拡散式を用いて評価する。 第2段階に移行後、速やかに放射性気体廃棄物の放出経路変更工事を実施し、1号及び2号炉の主排気ダクトに各々排気口を設けるため放出位置は別となるが、両者の排気口を近接した位置とすることから、1号及び2号炉の放出点は同一位置として取り扱う。排気口の高さは、1号炉地上約20m、2号炉地上約23mであるが、保守的に地上放出として評価する。 気象データは、「原子炉設置許可申請書 添付書類六」に従い観測した敷地内における気象観測値(2009年4月から2010年3月までの1年間の地上10mの気象データ)を使用した。評価に使用した気象データは近年の気象データ(<u>2010年度～2019年度の10年間</u>)による異常年検定を行い、異常がないことを確認した。</p>	<p>・評価条件の更新</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (中略)</p> <p>(3) 線量評価結果 粒子状放射性物質の放出による周辺公衆の実効線量の評価結果を表 3-5 に示す。 1号及び 2号炉の粒子状放射性物質による実効線量の最大値は、4号排気筒の西北西約 910m の周辺監視区域境界において、合計値約 <u>$2.5 \times 10^{-2} \mu\text{Sv}/y$</u>~約 <u>$4.2 \mu\text{Sv}/y$</u>となる。(第 2段階対象設備の全てを 1年間で解体撤去とした時の評価値。) この値は、廃止措置の基本方針としている「原子炉設置許可申請書」に記載の値約 $12 \mu\text{Sv}/y$ (1号及び 2号炉からの放射性希ガスの γ 線に起因する実効線量) を下回る。 放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物による周辺公衆の影響が約 $12 \mu\text{Sv}/y$ を下回るようにする。放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了までは排気筒において、放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後は新たに設ける排気口において粒子状放射性物質を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないよう努める。 第 2段階中の放出管理目標値は、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し、1号及び 2号炉合計 <u>$3.7 \times 10^8 \text{Bq}/y$</u> ($\text{Co}-60$) と設定する。</p>	<p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (中略)</p> <p>(3) 線量評価結果 粒子状放射性物質の放出による周辺公衆の実効線量の評価結果を表 3-5 に示す。 1号及び 2号炉の粒子状放射性物質による実効線量の最大値は、4号排気筒の西北西約 910m の周辺監視区域境界において、合計値約 <u>$3.3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/y$</u>~約 <u>$6.1 \mu\text{Sv}/y$</u>となる。(第 2段階対象設備の全てを 1年間で解体撤去とした時の評価値。) この値は、廃止措置の基本方針としている「原子炉設置許可申請書」に記載の値約 $12 \mu\text{Sv}/y$ (1号及び 2号炉からの放射性希ガスの γ 線に起因する実効線量) を下回る。 放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物による周辺公衆の影響が約 $12 \mu\text{Sv}/y$ を下回るようにする。放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了までは排気筒において、放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後は新たに設ける排気口において粒子状放射性物質を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないよう努める。 第 2段階中の放出管理目標値は、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し、1号及び 2号炉合計 <u>$5.0 \times 10^8 \text{Bq}/y$</u> ($\text{Co}-60$) と設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映) ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2. 3 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の評価結果 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物による周辺監視区域境界外における年間実効線量の評価結果を表 3-6 に示す。1号及び2号炉は全ての燃料の搬出を完了していることから1号及び2号炉からの希ガス、よう素の発生はないし、1号、2号、3号、4号及び5号並びに廃棄物減容処理装置建屋による年間実効線量は、約 <u>32</u> $\mu\text{Sv}/\text{y}$ となる。(1号及び2号炉からの年間実効線量は約 <u>15</u> $\mu\text{Sv}/\text{y}$) この値は、廃止措置の基本方針としている「原子炉設置許可申請書」に記載の値約 41 $\mu\text{Sv}/\text{y}$ (1号、2号、3号、4号及び5号炉並びに廃棄物減容処理装置建屋からの実効線量の合計値) を下回る。</p>	<p>2. 2. 3 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の評価結果 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物による周辺監視区域境界外における年間実効線量の評価結果を表 3-6 に示す。1号及び2号炉は全ての燃料の搬出を完了していることから1号及び2号炉からの希ガス、よう素の発生はないし、1号、2号、3号、4号及び5号並びに廃棄物減容処理装置建屋による年間実効線量は、約 <u>34</u> $\mu\text{Sv}/\text{y}$ となる。(1号及び2号炉からの年間実効線量は約 <u>17</u> $\mu\text{Sv}/\text{y}$) この値は、廃止措置の基本方針としている「原子炉設置許可申請書」に記載の値約 41 $\mu\text{Sv}/\text{y}$ (1号、2号、3号、4号及び5号炉並びに廃棄物減容処理装置建屋からの実効線量の合計値) を下回る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2. 4 直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばく評価 第2段階中は、既存の建屋及び構築物等を維持しながら、廃止措置対象施設内において原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事を行う。</p> <p>系統除染等に伴い発生する放射性廃棄物は、当該原子炉建家内の燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク、燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽、雑固体廃棄物保管室（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）、サイトバンカ（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた廃棄施設に許容量以下を貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持することから、直接線及びスカイシャイン線への影響は無視する。</p> <p>第2段階中に解体した機器等のうち、放射性物質として扱う必要のないものは、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>放射性固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないような措置を講じてタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。第2段階中に解体撤去する機器の表面線量当量率は、保管区域の運転中の霧囲気線量当量率と比べて低いことから、保管区域での貯蔵保管にあたっては、直接線量及びスカイシャイン線量は、「2. 1. 4 直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばく評価」の表3-2に示す1号及び2号炉原子炉運転中の評価値を超えることはない。</p>	<p>2. 2. 4 直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばく評価 第2段階中は、既存の建屋及び構築物等を維持しながら、廃止措置対象施設内において原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事を行う。</p> <p>系統除染等に伴い発生する放射性廃棄物は、当該原子炉建家内の燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク、燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽、雑固体廃棄物保管室（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）、サイトバンカ（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）等の原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた廃棄施設に許容量以下を貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持することから、直接線及びスカイシャイン線への影響は無視する。</p> <p>第2段階中に解体した機器等のうち、放射性物質として扱う必要のないものは、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出する。</p> <p>放射性固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないような措置を講じてタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。第2段階中に解体撤去する機器の表面線量当量率を考慮し、解体撤去に伴い発生する解体撤去物を保管する保管区域からの直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量を評価する。評価結果を表3-7に示す。</p> <p>第2段階中に浜岡原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量の合計が周辺監視区域境界外で最大となるのは、5号炉タービン建屋から東南東約175mに位置する地点であり、その空気カーマは約41μGy/yとなる。</p> <p>この値は、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」に示される「50μGy/y程度」を下回る。(なお、1号及び2号炉の原子炉運転中における廃止措置対象施設からの直接線及びスカイシャイン線量の合計の最大値は、1号炉タービン建家から北北東約350mの周辺監視区域境界において約21μGy/yである。また、第2段階対象設備のうち汚染設備の解体撤去工事の実施期間中における、廃止措置対象施設からの直接線及びスカイシャイン線量の合計の最大値は、1号炉タービン建家から北北東約350mの周辺監視区域境界において約4.8μGy/yである。)</p>	<p>・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加に伴う被ばく評価結果等の反映)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すもので変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前	変更後	理由
<p>3 放射線業務従事者の被ばく評価</p> <p>3. 1 第2段階中</p> <p>第2段階中における放射線業務従事者の総被ばく線量は、各建屋の設備の解体撤去工事における人工数を想定し、作業場所の代表雰囲気線量当量率を乗じることにより評価する。作業場所の代表雰囲気線量当量率は、平成26年12月時点の測定データとする。</p> <p>評価の結果、第2段階中に想定する施設の解体撤去工事における放射線業務従事者の総被ばく線量は、1号及び2号炉でそれぞれ約1.5人・Sv/yを下回る見込みであると評価した。</p> <p>内部被ばくは、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」の「4. 2 放射線従事者の被ばく低減対策」に記載した汚染拡大防止対策やマスク等の防護具の着用等により防止する。</p>	<p>3 放射線業務従事者の被ばく評価</p> <p>3. 1 第2段階中</p> <p>第2段階中における放射線業務従事者の総被ばく線量は、各建屋の設備の解体撤去工事における人工数を想定し、作業場所の代表雰囲気線量当量率を乗じることにより評価する。作業場所の代表雰囲気線量当量率は、平成26年12月時点又は令和4年8月時点の測定データとする。</p> <p>評価の結果、第2段階中に想定する施設の解体撤去工事における放射線業務従事者の総被ばく線量は、1号及び2号炉でそれぞれ約1.5人・Sv/yを下回る見込みであると評価した。</p> <p>内部被ばくは、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」の「4. 2 放射線従事者の被ばく低減対策」に記載した汚染拡大防止対策やマスク等の防護具の着用等により防止する。</p>	<p>評価条件の更新</p>

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前				変更後								理由																																																																	
表 3-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ（第 2 段階）				表 3-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ（第 2 段階）								・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th><th>単位</th><th>数値</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F_{Ai}：解体撤去工事における放射性核種<i>i</i>の排気中移行率</td><td>—</td><td>8.0×10^{-6}</td><td>*1 放射化機器の気中切断時</td></tr> <tr> <td>—</td><td>2.0×10^{-5}</td><td>*2 汚染機器の気中切断時</td></tr> <tr> <td rowspan="2">D_{F1}：局所回収設備フィルタの捕集効率</td><td>—</td><td>1.2×10^{-2}</td><td>*1 汚染機器の気中切断時</td></tr> <tr> <td>—</td><td>3.0×10^{-2}</td><td>*2 汚染機器の気中切断時</td></tr> <tr> <td>D_{F2}：汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率</td><td>—</td><td>0</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">D_{F3}：建屋排気フィルタの捕集効率</td><td>—</td><td>0.99</td><td>*3 考慮する場合 (高性能粒子フィルタを使用)</td></tr> <tr> <td>—</td><td>0</td><td>考慮しない場合</td></tr> <tr> <td>r_1：局所回収設備による吸引割合</td><td>—</td><td>0</td><td>高性能粒子フィルタを使用</td></tr> <tr> <td>r_2：汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合</td><td>—</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>r_3：汚染拡大防止囲いの漏えい率</td><td>—</td><td>0.005</td><td>*3</td></tr> <tr> <td>r_4：建屋の漏えい率</td><td>—</td><td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table>													パラメータ	単位	数値	備考	F_{Ai} ：解体撤去工事における放射性核種 <i>i</i> の排気中移行率	—	8.0×10^{-6}	*1 放射化機器の気中切断時	—	2.0×10^{-5}	*2 汚染機器の気中切断時	D_{F1} ：局所回収設備フィルタの捕集効率	—	1.2×10^{-2}	*1 汚染機器の気中切断時	—	3.0×10^{-2}	*2 汚染機器の気中切断時	D_{F2} ：汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	—	0		D_{F3} ：建屋排気フィルタの捕集効率	—	0.99	*3 考慮する場合 (高性能粒子フィルタを使用)	—	0	考慮しない場合	r_1 ：局所回収設備による吸引割合	—	0	高性能粒子フィルタを使用	r_2 ：汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	—	1		r_3 ：汚染拡大防止囲いの漏えい率	—	0.005	*3	r_4 ：建屋の漏えい率	—	0																					
パラメータ	単位	数値	備考																																																																										
F_{Ai} ：解体撤去工事における放射性核種 <i>i</i> の排気中移行率	—	8.0×10^{-6}	*1 放射化機器の気中切断時																																																																										
	—	2.0×10^{-5}	*2 汚染機器の気中切断時																																																																										
D_{F1} ：局所回収設備フィルタの捕集効率	—	1.2×10^{-2}	*1 汚染機器の気中切断時																																																																										
	—	3.0×10^{-2}	*2 汚染機器の気中切断時																																																																										
D_{F2} ：汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	—	0																																																																											
D_{F3} ：建屋排気フィルタの捕集効率	—	0.99	*3 考慮する場合 (高性能粒子フィルタを使用)																																																																										
	—	0	考慮しない場合																																																																										
r_1 ：局所回収設備による吸引割合	—	0	高性能粒子フィルタを使用																																																																										
r_2 ：汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	—	1																																																																											
r_3 ：汚染拡大防止囲いの漏えい率	—	0.005	*3																																																																										
r_4 ：建屋の漏えい率	—	0																																																																											
<small>*1 欠損容積率又は欠損面積率を 4%と設定し、粒子飛散率(*3)を組み合わせた *2 欠損容積率又は欠損面積率を 10%と設定し、粒子飛散率(*3)を組み合わせた *3 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック（第3次版）」 (平成 19 年) から引用</small>				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パラメータ</th><th colspan="3">機械的切断</th><th colspan="3">熱的切断</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>欠損容積率又は欠損面積率 4%</th><th>10%</th><th>欠損容積率又は欠損面積率 5.6%</th><th>14%</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F_{Ai}：解体撤去工事における放射性核種<i>i</i>の排気中移行率*1</td><td>8.0×10^{-6}</td><td>2.0×10^{-5}</td><td>2.8×10^{-3}</td><td>7.0×10^{-3}</td><td>放射化機器</td></tr> <tr> <td>D_{F1}：局所回収設備フィルタの捕集効率</td><td>1.2×10^{-2}</td><td>3.0×10^{-2}</td><td>3.9×10^{-2} (5.6×10^{-2})</td><td>9.8×10^{-2} (1.4×10^{-1})</td><td>汚染機器 *2</td></tr> <tr> <td>D_{F2}：汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率</td><td>0.99</td><td>0</td><td>0.99 (0)</td><td>0</td><td>*2 *3</td></tr> <tr> <td>D_{F3}：建屋排気フィルタの捕集効率</td><td>0.99</td><td>0.99 (0)</td><td>0.99 (0)</td><td>0.99 (0)</td><td>*3</td></tr> <tr> <td>r_1：局所回収設備による吸引割合</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr> <td>r_2：汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>r_3：汚染拡大防止囲いの漏えい率</td><td>0.005</td><td>0.005</td><td>0.005</td><td>0.005</td><td>*4</td></tr> <tr> <td>r_4：建屋の漏えい率</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table>													パラメータ	機械的切断			熱的切断			備考	欠損容積率又は欠損面積率 4%	10%	欠損容積率又は欠損面積率 5.6%	14%	備考	F_{Ai} ：解体撤去工事における放射性核種 <i>i</i> の排気中移行率*1	8.0×10^{-6}	2.0×10^{-5}	2.8×10^{-3}	7.0×10^{-3}	放射化機器	D_{F1} ：局所回収設備フィルタの捕集効率	1.2×10^{-2}	3.0×10^{-2}	3.9×10^{-2} (5.6×10^{-2})	9.8×10^{-2} (1.4×10^{-1})	汚染機器 *2	D_{F2} ：汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	0.99	0	0.99 (0)	0	*2 *3	D_{F3} ：建屋排気フィルタの捕集効率	0.99	0.99 (0)	0.99 (0)	0.99 (0)	*3	r_1 ：局所回収設備による吸引割合	0	0	0	0		r_2 ：汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	1	1	1	1		r_3 ：汚染拡大防止囲いの漏えい率	0.005	0.005	0.005	0.005	*4	r_4 ：建屋の漏えい率	0	0	0	0	
パラメータ	機械的切断			熱的切断			備考																																																																						
	欠損容積率又は欠損面積率 4%	10%	欠損容積率又は欠損面積率 5.6%	14%	備考																																																																								
F_{Ai} ：解体撤去工事における放射性核種 <i>i</i> の排気中移行率*1	8.0×10^{-6}	2.0×10^{-5}	2.8×10^{-3}	7.0×10^{-3}	放射化機器																																																																								
D_{F1} ：局所回収設備フィルタの捕集効率	1.2×10^{-2}	3.0×10^{-2}	3.9×10^{-2} (5.6×10^{-2})	9.8×10^{-2} (1.4×10^{-1})	汚染機器 *2																																																																								
D_{F2} ：汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	0.99	0	0.99 (0)	0	*2 *3																																																																								
D_{F3} ：建屋排気フィルタの捕集効率	0.99	0.99 (0)	0.99 (0)	0.99 (0)	*3																																																																								
r_1 ：局所回収設備による吸引割合	0	0	0	0																																																																									
r_2 ：汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	1	1	1	1																																																																									
r_3 ：汚染拡大防止囲いの漏えい率	0.005	0.005	0.005	0.005	*4																																																																								
r_4 ：建屋の漏えい率	0	0	0	0																																																																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前				変更後				理由	
単位	数値			単位	数値			理由	
	欠損容積率又は 欠損面積率	4%	欠損容積率又は 欠損面積率		欠損容積率又は 欠損面積率 ^{*2}	4% (5.6%)	欠損容積率又は 欠損面積率 ^{*2}		
1号炉	汚染拡大防止囲いフィルタ	有	汚染拡大防止囲いフィルタ	Bq	C-14	約 6.6×10^8	Co-60	約 2.7×10^8	
	Co-60	約 1.3×10^6	Co-60		Co-60	約 1.6×10^6	C-14	約 1.7×10^9	
	Cm-244	約 2.7×10^2	Cm-244		H-3	約 2.0×10^8	Cm-244	約 5.8×10^4	
	Pu-241	約 4.8×10^3	Pu-241		Cm-244	約 3.5×10^2	Pu-241	約 1.0×10^6	
	Pu-238	約 9.5×10^1	Pu-238		Pu-241	約 6.1×10^3	Pu-238	約 2.0×10^4	
	Pu-239	約 5.7×10^1	Pu-239		Pu-238	約 1.2×10^2	Pu-239	約 1.2×10^4	
	C-14	約 2.7×10^5	C-14		Pu-239	約 7.2×10^1	Pu-240	—	
	Ni-63	約 5.9×10^5	Ni-63		Pu-240	約 4.9×10^1	合計	約 8.6×10^8	
合計			合計		合計	約 4.9×10^1	合計	約 2.0×10^9	
* 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種									
*1 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種									
*2 () 内の数値は熱的切断の場合の欠損容積率又は欠損面積率									
・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前					変更後					理由
表 3-5 粒子状放射性物質による周辺公衆の実効線量評価結果* (第2段階)					表 3-5 粒子状放射性物質による周辺公衆の実効線量評価結果* ¹ (第2段階)					・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)
	欠損容積率又は欠損面積率 4%	欠損容積率又は 欠損面積率 10%				欠損容積率又は 欠損面積率* ² 4% (5.6%)	欠損容積率又は 欠損面積率* ² 10% (14%)			
	汚染拡大防止囲いフィルタ 有	汚染拡大防止囲い フィルタ 無				汚染拡大防止囲いフィルタ 有	汚染拡大防止囲い フィルタ 無			
	実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)				実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	実効線量 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)			
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
地表沈着物による外部被ばく	<u>約 1.2×10^{-2}</u>	<u>約 9.2×10^{-3}</u>	<u>約 2.0</u>	<u>約 1.6</u>		<u>約 1.5×10^{-2}</u>	<u>約 1.3×10^{-2}</u>	<u>約 2.5</u>	<u>約 2.1</u>	
放射性雲からのY線による外部被ばく	<u>約 1.6×10^{-7}</u>	<u>約 1.2×10^{-7}</u>	<u>約 2.6×10^{-5}</u>	<u>約 2.0×10^{-5}</u>		<u>約 2.0×10^{-7}</u>	<u>約 1.7×10^{-7}</u>	<u>約 3.3×10^{-5}</u>	<u>約 2.8×10^{-5}</u>	
吸入摂取による内部被ばく	<u>約 9.5×10^{-4}</u>	<u>約 6.6×10^{-4}</u>	<u>約 1.6×10^{-1}</u>	<u>約 1.1×10^{-1}</u>		<u>約 1.4×10^{-3}</u>	<u>約 1.1×10^{-3}</u>	<u>約 2.1×10^{-1}</u>	<u>約 1.6×10^{-1}</u>	
農産物摂取による内部被ばく	<u>約 1.3×10^{-3}</u>	<u>約 9.5×10^{-4}</u>	<u>約 2.1×10^{-1}</u>	<u>約 1.6×10^{-1}</u>		<u>約 1.7×10^{-1}</u>	<u>約 1.3×10^{-1}</u>	<u>約 6.7×10^{-1}</u>	<u>約 5.4×10^{-1}</u>	
畜産物摂取による内部被ばく	<u>約 5.4×10^{-5}</u>	<u>約 4.2×10^{-5}</u>	<u>約 9.0×10^{-3}</u>	<u>約 7.0×10^{-3}</u>		<u>約 1.5×10^{-2}</u>	<u>約 1.2×10^{-2}</u>	<u>約 4.8×10^{-2}</u>	<u>約 3.8×10^{-2}</u>	
合計	<u>約 1.4×10^{-2}</u> (約 1.4×10^{-2})	<u>約 1.1×10^{-2}</u> (約 1.1×10^{-2})	<u>約 2.4</u> (約 2.3)	<u>約 1.8</u> (約 1.8)		<u>約 1.8×10^{-1}</u> (C-14: 約 1.8×10^{-1})	<u>約 1.6×10^{-1}</u> (C-14: 約 1.4×10^{-1})	<u>約 3.3</u> (Co-60: 約 2.8)	<u>約 2.8</u> (Co-60: 約 2.4)	

() 内は、Co-60が寄与する実効線量の値を示す。

* それぞれの被ばく経路ごとの実効線量の値は、実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種の合計値。

() 内は、寄与が最大の核種およびその核種の実効線量の値を示す。

*¹ それぞれの被ばく経路ごとの実効線量の値は、実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種の合計値。

*² () 内の数値は熱的切断の場合の欠損容積率又は欠損面積率

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

変更前				変更後				理由																																																
表 3-6 平常時における実効線量 (1号～5号炉及び廃棄物減容処理装置建屋(合計)) (第2段階)				表 3-6 平常時における実効線量 (1号～5号炉及び廃棄物減容処理装置建屋(合計)) (第2段階)																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)</th><th>1号及び2号炉 第1段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)</th><th>1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>气体廃棄物中の粒子状物質による実効線量</td><td>—</td><td>—</td><td>約 4.2 (約 4.2)</td></tr> <tr> <td>气体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量</td><td>約 26 (約 12)</td><td>約 15 (0)</td><td>約 15 (0)</td></tr> <tr> <td>液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量*</td><td>約 11 (約 11)</td><td>約 11 (約 11)</td><td>約 11 (約 11)</td></tr> <tr> <td>气体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量</td><td>約 3.8 (約 2.6)</td><td>約 1.7 (0)</td><td>約 1.7 (0)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約 41 (約 26)</td><td>約 28 (約 11)</td><td>約 32 (約 15)</td></tr> </tbody> </table>					1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第1段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	气体廃棄物中の粒子状物質による実効線量	—	—	約 4.2 (約 4.2)	气体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量	約 26 (約 12)	約 15 (0)	約 15 (0)	液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量*	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)	气体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約 3.8 (約 2.6)	約 1.7 (0)	約 1.7 (0)	合計	約 41 (約 26)	約 28 (約 11)	約 32 (約 15)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)</th><th>1号及び2号炉 第1段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)</th><th>1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>气体廃棄物中の粒子状物質による実効線量</td><td>—</td><td>—</td><td>約 6.1 (約 6.1)</td></tr> <tr> <td>气体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量</td><td>約 26 (約 12)</td><td>約 15 (0)</td><td>約 15 (0)</td></tr> <tr> <td>液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量*</td><td>約 11 (約 11)</td><td>約 11 (約 11)</td><td>約 11 (約 11)</td></tr> <tr> <td>气体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量</td><td>約 3.8 (約 2.6)</td><td>約 1.7 (0)</td><td>約 1.7 (0)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約 41 (約 26)</td><td>約 28 (約 11)</td><td>約 34 (約 17)</td></tr> </tbody> </table>					1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第1段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	气体廃棄物中の粒子状物質による実効線量	—	—	約 6.1 (約 6.1)	气体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量	約 26 (約 12)	約 15 (0)	約 15 (0)	液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量*	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)	气体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約 3.8 (約 2.6)	約 1.7 (0)	約 1.7 (0)	合計	約 41 (約 26)	約 28 (約 11)	約 34 (約 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)
	1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第1段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)																																																					
气体廃棄物中の粒子状物質による実効線量	—	—	約 4.2 (約 4.2)																																																					
气体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量	約 26 (約 12)	約 15 (0)	約 15 (0)																																																					
液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量*	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)																																																					
气体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約 3.8 (約 2.6)	約 1.7 (0)	約 1.7 (0)																																																					
合計	約 41 (約 26)	約 28 (約 11)	約 32 (約 15)																																																					
	1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第1段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Sv}/\text{y}$)																																																					
气体廃棄物中の粒子状物質による実効線量	—	—	約 6.1 (約 6.1)																																																					
气体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量	約 26 (約 12)	約 15 (0)	約 15 (0)																																																					
液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量*	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)	約 11 (約 11)																																																					
气体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	約 3.8 (約 2.6)	約 1.7 (0)	約 1.7 (0)																																																					
合計	約 41 (約 26)	約 28 (約 11)	約 34 (約 17)																																																					
() 内は、廃止措置対象施設からの線量が最も高い地点での値を示す。 ※海水中における放射性物質の濃度は、当該海域による拡散は考慮せず、復水器冷却水放水口の濃度と同じとしている。各号炉とも復水器冷却水放水口の濃度が「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の濃度を超えないように管理することから、実効線量の評価値は1号、2号、3号、4号及び5号炉共通の値となる。				() 内は、廃止措置対象施設からの線量が最も高い地点での値を示す。 ※海水中における放射性物質の濃度は、当該海域による拡散は考慮せず、復水器冷却水放水口の濃度と同じとしている。各号炉とも復水器冷却水放水口の濃度が「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の濃度を超えないように管理することから、実効線量の評価値は1号、2号、3号、4号及び5号炉共通の値となる。																																																				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類三】

	<p>表 3-7 平常時における直接線量及びスカイシャイン線量 (1号～5号炉及び廃棄物減容処理装置建屋(合計))(第2段階)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: center;">1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Gy}/\text{y}$)</th><th style="text-align: center;">1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Gy}/\text{y}$)</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">約41 (約21)</td><td style="text-align: center;">約41 (約4.8)</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">()内は、廃止措置対象施設からの線量が最も高い地点での値を示す。</p>	1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Gy}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Gy}/\text{y}$)	約41 (約21)	約41 (約4.8)	<ul style="list-style-type: none">・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (保管区域の設定予定区域の追加に伴う被ばく評価結果等の反映)
1号及び2号炉 原子炉運転中 ($\mu\text{Gy}/\text{y}$)	1号及び2号炉 第2段階中 ($\mu\text{Gy}/\text{y}$)					
約41 (約21)	約41 (約4.8)					

添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
<p>2 第2段階中</p> <p>2. 1 事故時における周辺公衆の被ばく評価</p> <p>第2段階中の事故時における発電所周辺公衆の被ばく評価は、旧原子力安全委員会指針「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」に基づき、想定する起因事象から放射性物質の放出量が最大である事故を想定し、旧原子力安全委員会指針「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の拡散式を用いて、放射性物質の放出量を算出した上で、放出放射性物質に起因する実効線量を評価する。</p> <p>評価にあたっては、以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 ・旧原子炉安全基準専門部会報告書「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」 ・「学会標準 2009」 <p>96</p> <p>第1段階中に実施した汚染状況の調査結果「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」及び第2段階における解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質を考慮する。</p>	<p>2 第2段階中</p> <p>2. 1 事故時における周辺公衆の被ばく評価</p> <p>第2段階中の事故時における発電所周辺公衆の被ばく評価は、旧原子力安全委員会指針「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」に基づき、想定する起因事象から放射性物質の放出量が最大である事故を想定し、旧原子力安全委員会指針「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の拡散式を用いて、放射性物質の放出量を算出した上で、放出放射性物質に起因する実効線量を評価する。</p> <p>評価にあたっては、以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 ・旧原子炉安全基準専門部会報告書「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」 ・「学会標準 2009」 <p>第1段階中に実施した汚染状況の調査結果「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」及び第2段階における解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質(<u>ガス状の放射性物質を含む</u>)を考慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2 事故の想定 (中略)</p> <p>(2) 爆発 <u>「汚染設備」の解体撤去工事では、機械的切断を基本とすることから、熱的切断で使用するガスによる爆発は起因事象として想定しない。</u> </p>	<p>2. 2 事故の想定 (中略)</p> <p>(2) 爆発</p> <p>① <u>汚染拡大防止囲いフィルタの破損</u> <u>原子炉領域周辺設備のうち、「汚染設備」の解体撤去工事において発生した粒子状放射性物質が蓄積した汚染拡大防止囲いフィルタが爆発により破損し、付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に作業環境中に飛散し、換気設備を通過して大気中に放出される場合を想定する。</u></p> <p>② <u>建屋排気フィルタの破損</u> <u>原子炉領域周辺設備のうち、「汚染設備」の解体撤去工事において発生した粒子状放射性物質が、汚染拡大防止囲いから漏えい又は汚染拡大防止囲いフィルタを通過して建屋排気フィルタに蓄積し、粒子状放射性物質が蓄積した建屋排気フィルタが、爆発により破損し、付着している粒子状放射性物質の全量が瞬時に大気中に放出される場合を想定する。</u></p>	<p>・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)</p>

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
<p>2. 2 事故の想定 (中略)</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間継続して維持管理すること、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することにより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p>	<p>2. 2 事故の想定 (中略)</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間継続して維持管理すること、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(2) 爆発」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することにより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>また、「(2) 爆発」の「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」および「②建屋排気フィルタの破損」事象は、放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」および「②建屋排気フィルタの破損」に包絡される。</p> <p>さらに、「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映) 原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
<p>2. 3. 1 粒子状放射性物質の大気中への放出量 (中略)</p> <p>(2) 評価結果 上記の前提条件に基づいて計算した粒子状放射性物質の大気中への放出量は表 4-4 のとおり 1号炉約 <u>1.5×10^{10}</u> Bq となる。</p>	<p>2. 3. 1 粒子状放射性物質の大気中への放出量 (中略)</p> <p>(2) 評価結果 上記の前提条件に基づいて計算した粒子状放射性物質の大気中への放出量は表 4-4 のとおり 1号炉約 <u>1.8×10^{10}</u> Bq となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
<p>2. 3. 2 線量の評価</p> <p>(1) 評価方法</p> <p>「添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」に記載したとおり、1号及び2号炉の放出は同一位置とし、気象データは、「原子炉設置許可申請書 添付書類六」に従い観測した敷地内における気象観測値(2009年4月から2010年3月までの1年間の地上10m(標高20m)の気象データ)を使用した。評価に使用した気象データは近年の気象データ(<u>2003年～2008年及び2010年～2013年の10年間</u>)による異常年検定を行い、異常がないことを確認した。粒子状放射性物質による線量評価に用いる相対濃度(X/Q)と相対線量(D/Q)は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された方法に従って求めたものを用いる。地上放散、放出源の有効高さを0m、実効的な放出継続時間を1時間として、16方位のうち海側方位を除く9方位の着目地点に対して、相対濃度(X/Q)及び相対線量(D/Q)を求め、年間累積出現頻度が97%に相当する値のうち、最大となる値を評価に用いる。放出源の有効高さ0mの条件で、相対濃度(X/Q)は、主排気ダクト排気口の東方位約770m地点で最大となり約$6.9 \times 10^{-4} \text{ s/m}^3$、相対線量($D/Q$)は、主排気ダクト排気口の東方位約770m地点で最大となり$2.7 \times 10^{-18} \text{ Gy/(MeV \cdot Bq)}$である。</p>	<p>2. 3. 2 線量の評価</p> <p>(1) 評価方法</p> <p>「添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」に記載したとおり、1号及び2号炉の放出は同一位置とし、気象データは、「原子炉設置許可申請書 添付書類六」に従い観測した敷地内における気象観測値(2009年4月から2010年3月までの1年間の地上10m(標高20m)の気象データ)を使用した。評価に使用した気象データは近年の気象データ(<u>2010年度～2019年度の10年間</u>)による異常年検定を行い、異常がないことを確認した。粒子状放射性物質による線量評価に用いる相対濃度(X/Q)と相対線量(D/Q)は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された方法に従って求めたものを用いる。地上放散、放出源の有効高さを0m、実効的な放出継続時間を1時間として、16方位のうち海側方位を除く9方位の着目地点に対して、相対濃度(X/Q)及び相対線量(D/Q)を求め、年間累積出現頻度が97%に相当する値のうち、最大となる値を評価に用いる。放出源の有効高さ0mの条件で、相対濃度(X/Q)は、主排気ダクト排気口の東方位約770m地点で最大となり約$6.9 \times 10^{-4} \text{ s/m}^3$、相対線量($D/Q$)は、主排気ダクト排気口の東方位約770m地点で最大となり$2.7 \times 10^{-18} \text{ Gy/(MeV \cdot Bq)}$である。</p>	<p>・評価条件の更新</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
<p>2. 3. 2 線量の評価 (中略)</p> <p>(2) 評価結果 上記の評価方法に基づき周辺監視区域境界外の実効線量を評価した結果を表 4-5 に示す。最大の実効線量は、1号炉で約 <u>1.3</u> × 10⁻¹ mSv であり、旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に記載された事故時評価の判断基準である 5mSv を下回る。なお、評価対象核種としてそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種以外の残り 10%に相当する核種の寄与分を考慮して 1.2 倍しても 1号炉で約 <u>1.6</u> × 10⁻¹ mSv であり、5mSv を下回る。</p>	<p>2. 3. 2 線量の評価 (中略)</p> <p>(2) 評価結果 上記の評価方法に基づき周辺監視区域境界外の実効線量を評価した結果を表 4-5 に示す。最大の実効線量は、1号炉で約 <u>1.6</u> × 10⁻¹ mSv であり、旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に記載された事故時評価の判断基準である 5mSv を下回る。なお、評価対象核種としてそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種以外の残り 10%に相当する核種の寄与分を考慮して 1.2 倍しても 1号炉で約 <u>1.9</u> × 10⁻¹ mSv であり、5mSv を下回る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前				変更後				理由
表 4-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ（第 2 段階）					表 4-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ（第 2 段階）			
パラメータ	単位	数値	備考	パラメータ	単位	数値	備考	
A_{Ri} : 事故 R に係わる設備中の放射性核種 <i>i</i> の存在量	Bq	Co-60 約 5.0×10^{11} Cm-244 約 1.1×10^8 Pu-238 約 3.7×10^7 Pu-241 約 1.9×10^9 Pu-239 約 2.2×10^7	*1 *2 タービン建家内の「汚染設備」	A_{Ri} : 事故 R に係わる設備中の放射性核種 <i>i</i> の存在量	Bq	Co-60 約 5.0×10^{11} Cm-244 約 1.1×10^8 Pu-238 約 3.7×10^7 Pu-241 約 1.9×10^9 Pu-239 約 2.2×10^7	*1 *2 タービン建家内の「汚染設備」	
F_{Ri} : 事故 R における放射性核種 <i>i</i> の飛散・漏出率	—	3.0×10^{-2}	*3 気中機械的切断	F_{Ri} : 事故 R における放射性核種 <i>i</i> の飛散・漏出率	—	3.0×10^{-2}	*3 気中機械的切断	原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更（熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映）
D_{F1} : 局所回収設備フィルタの捕集効率	—	0		D_{F1} : 局所回収設備フィルタの捕集効率	—	0		
D_{F2} : 汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	—	0		D_{F2} : 汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	—	0		
D_{F3} : 建屋排気フィルタの捕集効率	—	0.99	高性能粒子フィルタを使用	D_{F3} : 建屋排気フィルタの捕集効率	—	0.99	高性能粒子フィルタを使用	
r_1 : 局所回収設備による吸引割合	—	0		r_1 : 局所回収設備による吸引割合	—	0		
r_2 : 汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	—	1		r_2 : 汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	—	1		
r_3 : 汚染拡大防止囲いの漏えい率	—	0.005	*4	r_3 : 汚染拡大防止囲いの漏えい率	—	0.005	*5	原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更（熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映）
r_4 : 建屋の漏えい率	—	0		r_4 : 建屋の漏えい率	—	0		
*1 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種					*1 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種			
*2 第 2 段階対象設備から算出					*2 第 2 段階対象設備から算出			
*3 欠損容積率又は欠損面積率を 10%と設定し、粒子飛散率(*4)を組み合わせた					*3 欠損容積率又は欠損面積率を 10%と設定し、粒子飛散率(*5)を組み合わせた			
*4 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック（第 3 次版）」（平成 19 年）から引用					*4 欠損容積率又は欠損面積率を 14%と設定し、粒子飛散率(*5)を組み合わせた ()内の数値は H-3, C-14 の飛散・漏出率			
					*5 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック（第 3 次版）」（平成 19 年）から引用			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すもので変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前				変更後				理由
表 4-4 粒子状放射性物質*の大気中への放出量（第 2 段階）				表 4-4 粒子状放射性物質*の大気中への放出量（第 2 段階）				
	単位	数値	合計		単位	数値	合計	
1号炉	Bq	Co-60	約 1.5×10^{10}		Bq	Co-60	約 1.8×10^{10}	
		Cm-244	約 3.1×10^6					
		Pu-238	約 1.1×10^6					
		Pu-241	約 5.6×10^7					
		Pu-239	約 6.5×10^5					

* 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種

* 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種

- ・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更（熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映）

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類四】

変更前	変更後	理由
表 4-5 実効線量の評価結果*（第 2 段階）	表 4-5 実効線量の評価結果*（第 2 段階）	
放射性雲からの外部被ばく	放射性雲からの外部被ばく	・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (熱的切断対象の拡張および被ばく評価結果等の反映)
吸入摂取による内部被ばく	吸入摂取による内部被ばく	
合計	合計	

* それぞれの被ばく経路ごとの実効線量の値は、実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種の合計値。

* それぞれの被ばく経路ごとの実効線量の値は、実効線量へ大きく（90%以上）寄与する核種の合計値。

添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類五】

変更前					変更後					理由
表 5-4 第 2 段階対象設備の放射能量評価結果 (1/2) 平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位 : Bq)					表 5-4 第 2 段階対象設備の放射能量評価結果 (1/2) 平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位 : Bq)					
No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
1	H-3	<u>8.1E+07</u>	<u>1.7E+10</u>	<u>1.7E+10</u>	1	H-3	<u>8.6E+07</u>	<u>1.8E+10</u>	<u>1.8E+10</u>	・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (第 2 段階対象設備および工事方法等の追加)
2	Be-10	<u>1.2E+03</u>	<u>3.4E+02</u>	<u>1.5E+03</u>	2	Be-10	<u>1.2E+03</u>	<u>3.5E+02</u>	<u>1.6E+03</u>	
3	C-14	<u>7.9E+06</u>	<u>1.5E+11</u>	<u>1.5E+11</u>	3	C-14	<u>8.1E+06</u>	<u>1.5E+11</u>	<u>1.5E+11</u>	
4	S-35	<u>1.8E-10</u>	<u>2.8E-10</u>	<u>4.6E-10</u>	4	S-35	<u>1.9E-10</u>	<u>2.9E-10</u>	<u>4.8E-10</u>	
5	Cl-36	<u>1.6E+05</u>	<u>1.4E+06</u>	<u>1.6E+06</u>	5	Cl-36	<u>1.7E+05</u>	<u>1.5E+06</u>	<u>1.6E+06</u>	
6	Ca-41	<u>2.6E+03</u>	<u>5.7E+03</u>	<u>8.3E+03</u>	6	Ca-41	<u>2.7E+03</u>	<u>5.8E+03</u>	<u>8.5E+03</u>	
7	Sc-46	<u>6.2E-08</u>	<u>1.2E-09</u>	<u>6.3E-08</u>	7	Sc-46	<u>6.2E-08</u>	<u>1.3E-09</u>	<u>6.3E-08</u>	
8	Mn-54	<u>3.6E+04</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>1.2E+07</u>	8	Mn-54	<u>4.0E+04</u>	<u>1.2E+07</u>	<u>1.2E+07</u>	
9	Fe-55	<u>7.7E+09</u>	<u>7.4E+10</u>	<u>8.2E+10</u>	9	Fe-55	<u>8.1E+09</u>	<u>7.6E+10</u>	<u>8.4E+10</u>	
10	Fe-59	<u>0.0E+00</u>	<u>2.5E-22</u>	<u>2.5E-22</u>	10	Fe-59	<u>0.0E+00</u>	<u>2.5E-22</u>	<u>2.5E-22</u>	
11	Co-58	<u>0.0E+00</u>	<u>2.8E-09</u>	<u>2.8E-09</u>	11	Co-58	<u>0.0E+00</u>	<u>2.9E-09</u>	<u>2.9E-09</u>	
12	Co-60	<u>5.2E+09</u>	<u>7.2E+11</u>	<u>7.2E+11</u>	12	Co-60	<u>5.3E+09</u>	<u>7.3E+11</u>	<u>7.4E+11</u>	
13	Ni-59	<u>3.9E+07</u>	<u>2.9E+09</u>	<u>2.9E+09</u>	13	Ni-59	<u>3.9E+07</u>	<u>3.0E+09</u>	<u>3.0E+09</u>	
14	Ni-63	<u>3.9E+09</u>	<u>3.3E+11</u>	<u>3.4E+11</u>	14	Ni-63	<u>4.0E+09</u>	<u>3.4E+11</u>	<u>3.4E+11</u>	
15	Zn-65	<u>2.4E+02</u>	<u>1.3E+04</u>	<u>1.3E+04</u>	15	Zn-65	<u>2.4E+02</u>	<u>1.3E+04</u>	<u>1.3E+04</u>	
16	Se-79	<u>6.7E+01</u>	<u>8.5E+02</u>	<u>9.1E+02</u>	16	Se-79	<u>6.8E+01</u>	<u>8.7E+02</u>	<u>9.3E+02</u>	
17	Sr-90	<u>4.8E+03</u>	<u>3.9E+09</u>	<u>3.9E+09</u>	17	Sr-90	<u>5.1E+03</u>	<u>4.0E+09</u>	<u>4.0E+09</u>	
18	Zr-93	<u>5.3E+00</u>	<u>3.7E+04</u>	<u>3.7E+04</u>	18	Zr-93	<u>5.6E+00</u>	<u>3.7E+04</u>	<u>3.8E+04</u>	
19	Nb-94	<u>1.0E+05</u>	<u>1.5E+08</u>	<u>1.5E+08</u>	19	Nb-94	<u>1.0E+05</u>	<u>1.5E+08</u>	<u>1.5E+08</u>	
20	Nb-95	<u>0.0E+00</u>	<u>7.5E-32</u>	<u>7.5E-32</u>	20	Nb-95	<u>0.0E+00</u>	<u>7.7E-32</u>	<u>7.7E-32</u>	
21	Mo-93	<u>4.1E+05</u>	<u>8.2E+05</u>	<u>1.2E+06</u>	21	Mo-93	<u>4.4E+05</u>	<u>8.4E+05</u>	<u>1.3E+06</u>	
22	Tc-99	<u>7.4E+04</u>	<u>2.0E+07</u>	<u>2.0E+07</u>	22	Tc-99	<u>7.9E+04</u>	<u>2.0E+07</u>	<u>2.0E+07</u>	
23	Ru-106	<u>1.3E-01</u>	<u>2.3E+06</u>	<u>2.3E+06</u>	23	Ru-106	<u>1.4E-01</u>	<u>2.3E+06</u>	<u>2.3E+06</u>	
24	Ag-108m	<u>3.6E+05</u>	<u>1.7E+05</u>	<u>5.3E+05</u>	24	Ag-108m	<u>3.8E+05</u>	<u>1.7E+05</u>	<u>5.5E+05</u>	
25	Ag-110m	<u>1.2E+01</u>	<u>5.6E+03</u>	<u>5.6E+03</u>	25	Ag-110m	<u>1.2E+01</u>	<u>5.8E+03</u>	<u>5.8E+03</u>	
26	Cd-113m	<u>8.0E+07</u>	<u>2.9E+05</u>	<u>8.0E+07</u>	26	Cd-113m	<u>8.3E+07</u>	<u>3.0E+05</u>	<u>8.4E+07</u>	
27	Sn-126	<u>2.5E-02</u>	<u>1.1E+04</u>	<u>1.1E+04</u>	27	Sn-126	<u>2.7E-02</u>	<u>1.1E+04</u>	<u>1.1E+04</u>	
28	Sb-124	<u>0.0E+00</u>	<u>1.3E-15</u>	<u>1.3E-15</u>	28	Sb-124	<u>0.0E+00</u>	<u>1.3E-15</u>	<u>1.3E-15</u>	
29	Sb-125	<u>8.9E+05</u>	<u>6.0E+06</u>	<u>6.9E+06</u>	29	Sb-125	<u>9.6E+05</u>	<u>6.2E+06</u>	<u>7.1E+06</u>	
30	Te-123m	<u>4.1E-05</u>	<u>1.6E-03</u>	<u>1.6E-03</u>	30	Te-123m	<u>4.3E-05</u>	<u>1.6E-03</u>	<u>1.7E-03</u>	
31	Te-125m	<u>2.2E+05</u>	<u>2.0E-18</u>	<u>2.2E+05</u>	31	Te-125m	<u>2.3E+05</u>	<u>2.1E-18</u>	<u>2.3E+05</u>	
32	I-129	<u>1.3E+02</u>	<u>5.0E+04</u>	<u>5.0E+04</u>	32	I-129	<u>1.3E+02</u>	<u>5.1E+04</u>	<u>5.1E+04</u>	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類五】

変更前				変更後				理由	
表 5-4 第 2 段階対象設備の放射能量評価結果 (2/2)				表 5-4 第 2 段階対象設備の放射能量評価結果 (2/2)					
平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位 : Bq)				平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位 : Bq)					
No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計
33	Cs-134	<u>1.3E+08</u>	<u>3.4E+07</u>	<u>1.6E+08</u>	33	Cs-134	<u>1.3E+08</u>	<u>3.5E+07</u>	<u>1.6E+08</u>
34	Cs-137	<u>5.1E+03</u>	<u>1.3E+09</u>	<u>1.3E+09</u>	34	Cs-137	<u>5.4E+03</u>	<u>1.3E+09</u>	<u>1.3E+09</u>
35	Ba-133	<u>3.6E+06</u>	<u>5.6E+06</u>	<u>9.2E+06</u>	35	Ba-133	<u>3.6E+06</u>	<u>5.8E+06</u>	<u>9.4E+06</u>
36	La-137	<u>2.9E+00</u>	<u>1.8E+00</u>	<u>4.7E+00</u>	36	La-137	<u>3.1E+00</u>	<u>1.8E+00</u>	<u>4.9E+00</u>
37	Ce-144	<u>1.0E-01</u>	<u>1.5E+05</u>	<u>1.5E+05</u>	37	Ce-144	<u>1.1E-01</u>	<u>1.6E+05</u>	<u>1.6E+05</u>
38	Pm-147	<u>6.3E+06</u>	<u>1.4E+08</u>	<u>1.5E+08</u>	38	Pm-147	<u>6.5E+06</u>	<u>1.4E+08</u>	<u>1.5E+08</u>
39	Sm-151	<u>1.7E+07</u>	<u>1.7E+07</u>	<u>3.4E+07</u>	39	Sm-151	<u>1.8E+07</u>	<u>1.7E+07</u>	<u>3.5E+07</u>
40	Eu-152	<u>1.4E+07</u>	<u>1.0E+05</u>	<u>1.4E+07</u>	40	Eu-152	<u>1.5E+07</u>	<u>1.0E+05</u>	<u>1.5E+07</u>
41	Eu-154	<u>9.4E+05</u>	<u>6.6E+07</u>	<u>6.7E+07</u>	41	Eu-154	<u>1.0E+06</u>	<u>6.8E+07</u>	<u>6.9E+07</u>
42	Tb-160	<u>5.5E-11</u>	<u>6.6E-11</u>	<u>1.2E-10</u>	42	Tb-160	<u>5.5E-11</u>	<u>6.8E-11</u>	<u>1.2E-10</u>
43	Ho-166m	<u>2.3E+04</u>	<u>9.0E+05</u>	<u>9.2E+05</u>	43	Ho-166m	<u>2.5E+04</u>	<u>9.2E+05</u>	<u>9.4E+05</u>
44	Lu-176	<u>7.4E+06</u>	<u>1.4E-02</u>	<u>7.4E+06</u>	44	Lu-176	<u>7.4E+06</u>	<u>1.4E-02</u>	<u>7.4E+06</u>
45	Ta-182	<u>1.9E-03</u>	<u>2.1E-01</u>	<u>2.1E-01</u>	45	Ta-182	<u>1.9E-03</u>	<u>2.2E-01</u>	<u>2.2E-01</u>
46	Ir-192m	<u>7.4E+06</u>	<u>1.3E+07</u>	<u>2.1E+07</u>	46	Ir-192m	<u>7.7E+06</u>	<u>1.4E+07</u>	<u>2.1E+07</u>
47	Pt-193	<u>2.4E+07</u>	<u>3.9E+08</u>	<u>4.2E+08</u>	47	Pt-193	<u>2.6E+07</u>	<u>4.0E+08</u>	<u>4.3E+08</u>
48	U-234	<u>5.9E+05</u>	<u>4.1E+04</u>	<u>6.3E+05</u>	48	U-234	<u>6.3E+05</u>	<u>4.2E+04</u>	<u>6.8E+05</u>
49	U-235	<u>2.7E+04</u>	<u>1.4E+03</u>	<u>2.8E+04</u>	49	U-235	<u>2.9E+04</u>	<u>1.5E+03</u>	<u>3.0E+04</u>
50	U-236	<u>3.4E-02</u>	<u>4.2E+03</u>	<u>4.2E+03</u>	50	U-236	<u>3.6E-02</u>	<u>4.3E+03</u>	<u>4.3E+03</u>
51	U-238	<u>5.7E+05</u>	<u>4.9E+04</u>	<u>6.2E+05</u>	51	U-238	<u>6.2E+05</u>	<u>5.0E+04</u>	<u>6.7E+05</u>
52	Np-237	<u>2.3E-03</u>	<u>4.2E+03</u>	<u>4.2E+03</u>	52	Np-237	<u>2.6E-03</u>	<u>4.3E+03</u>	<u>4.3E+03</u>
53	Pu-238	<u>6.2E-06</u>	<u>5.3E+07</u>	<u>5.3E+07</u>	53	Pu-238	<u>6.4E-06</u>	<u>5.4E+07</u>	<u>5.4E+07</u>
54	Pu-239	<u>2.2E+02</u>	<u>3.2E+07</u>	<u>3.2E+07</u>	54	Pu-239	<u>2.3E+02</u>	<u>3.2E+07</u>	<u>3.2E+07</u>
55	Pu-240	<u>2.0E-04</u>	<u>2.2E+07</u>	<u>2.2E+07</u>	55	Pu-240	<u>2.1E-04</u>	<u>2.2E+07</u>	<u>2.2E+07</u>
56	Pu-241	<u>6.3E-09</u>	<u>2.7E+09</u>	<u>2.7E+09</u>	56	Pu-241	<u>6.3E-09</u>	<u>2.7E+09</u>	<u>2.7E+09</u>
57	Pu-242	<u>0.0E+00</u>	<u>9.9E+04</u>	<u>9.9E+04</u>	57	Pu-242	<u>0.0E+00</u>	<u>1.0E+05</u>	<u>1.0E+05</u>
58	Am-241	<u>3.1E-10</u>	<u>5.8E+06</u>	<u>5.8E+06</u>	58	Am-241	<u>3.1E-10</u>	<u>5.9E+06</u>	<u>5.9E+06</u>
59	Am-242m	<u>0.0E+00</u>	<u>2.3E+05</u>	<u>2.3E+05</u>	59	Am-242m	<u>0.0E+00</u>	<u>2.4E+05</u>	<u>2.4E+05</u>
60	Am-243	<u>0.0E+00</u>	<u>1.4E+06</u>	<u>1.4E+06</u>	60	Am-243	<u>0.0E+00</u>	<u>1.4E+06</u>	<u>1.4E+06</u>
61	Cm-242	<u>0.0E+00</u>	<u>1.9E+00</u>	<u>1.9E+00</u>	61	Cm-242	<u>0.0E+00</u>	<u>2.0E+00</u>	<u>2.0E+00</u>
62	Cm-244	<u>0.0E+00</u>	<u>1.5E+08</u>	<u>1.5E+08</u>	62	Cm-244	<u>0.0E+00</u>	<u>1.6E+08</u>	<u>1.6E+08</u>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

・原子炉領域周辺
設備の解体撤去
計画の変更
(第2段階対象設備および工事方法等の追加)

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類五】

変更前				変更後				理由
表 5-5 汚染状況の調査結果（第 2 段階対象設備） 平成 27 年 4 月 1 日時点（単位：トン）				表 5-5 汚染状況の調査結果（第 2 段階対象設備） 平成 27 年 4 月 1 日時点（単位：トン）				
放射能レベル区分	1号機	2号機	合計値	放射能レベル区分	1号機	2号機	合計値	
低レベル放射性廃棄物	L1 0 [0]	0 [0]	0 [0]	低レベル放射性廃棄物	L1 0 [0]	0 [0]	0 [0]	・原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更 (第 2 段階対象設備および工事方法等の追加)
	L2 約 480 [0]	約 510 [0]	約 1,000 [0]		L2 約 510 [0]	約 520 [0]	約 1,100 [0]	
	L3 約 5,190 [約 2,930]	約 8,140 [約 1,470]	約 13,400 [約 4,400]		L3 約 5,750 [約 3,490]	約 8,810 [約 2,130]	約 14,600 [約 5,700]	
CL	約 2,980 [約 5,710]	約 5,200 [約 12,380]	約 8,200 [約 18,100]	CL	約 3,340 [約 6,110]	約 5,660 [約 12,850]	約 9,000 [約 19,000]	
放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 5,000	約 900	約 5,900	放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 5,000	約 900	約 5,900	
合計値	約 13,700 [約 13,700]	約 14,700 [約 14,700]	約 28,300 [約 28,300]	合計値	約 14,600 [約 14,600]	約 15,900 [約 15,900]	約 30,400 [約 30,400]	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

記述の一部を、浜岡原子力発電所1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所 1号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付書類七】

変更前	変更後	理由
添付書類 七 廃止措置に要する <u>資金の額及びその調達計画</u> に関する説明書	添付書類 七 廃止措置に要する <u>費用の見積り及びその資金の調達計画</u> に関する説明書	・記載の適正化 (法令等の変更に伴う変更)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。